

令和8年1月29日
しあわせ子育て応援部

山形県男女共同参画計画 (案)

令和8年 月
山 形 県

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	1

第2章 前計画の達成状況

1 基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	2
2 基本の柱Ⅱ いきいきと男女が共に活躍できる環境づくり	4
3 基本の柱Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり	6

第3章 計画の背景

1 男女共同参画に関する山形県の現状	8
2 社会情勢の変化	23

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標	27
2 計画の基本理念	27
3 計画の体系	29

第5章 基本の柱ごとの施策の方向と主な取組み

基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

施策の方向1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上	30
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	33
施策の方向3 生活の場（家庭・地域）における男女共同参画の推進	35

基本の柱Ⅱ あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり

施策の方向4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	38
施策の方向5 働く場における男女共同参画の推進	40
施策の方向6 様々な分野における男女共同参画の推進	45

基本の柱Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

施策の方向 7 あらゆる暴力の根絶	4 8
施策の方向 8 様々な困難を抱える人に対する支援や多様性の尊重	5 1
施策の方向 9 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	5 4
施策の方向 10 生涯を通じた健康支援	5 5

第6章 計画の推進体制

1 県の推進体制	5 8
2 市町村との連携	5 9
3 事業者・関係団体等との連携	5 9
4 進捗管理	6 0

第7章 数値目標

1 数値目標の考え方	6 1
2 数値目標	6 1

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、男女が性別にかかわりなく個人として尊重され、共に助け合い、喜びと責任を分かち合い、地域の未来を創り出していく社会を目指して、平成14年に制定した山形県男女共同参画推進条例（平成14年7月県条例第45号。以下「条例」という。）に基づき、「山形県男女共同参画計画」を策定し、県民、事業者及び行政が連携しながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成18年には、男女が互いの人権を尊重し、暴力のない社会を目指して「山形県DV被害者支援基本計画」を策定し、DVの予防啓発や被害者の相談、保護、自立の支援などに取り組んできました。さらに、令和6年には、「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を策定し、幅広く女性からの相談を受け止め、寄り添いつながら続ける支援を実施してきました。

本計画は、これまでの取組みの成果と課題、社会情勢の変化及び令和6年度に実施した「男女共同参画等に関する県民意識調査・企業実態調査」の結果等を踏まえるとともに、本県の男女共同参画社会の実現に向けて、これらの計画を統合し、関係機関が連携して関連施策を一体的に展開するための指針として策定するものです。

2 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項及び条例第8条第1項に基づく都道府県男女共同参画計画
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第1項に基づく都道府県推進計画
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第1項に基づく都道府県基本計画
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条第1項の規定に基づく都道府県基本計画
- (5) 「第4次山形県総合発展計画」の男女共同参画分野における個別計画

※ これまで個別に策定していた(3)及び(4)を本計画に位置づけ

第2章 前計画の達成状況

前計画（計画期間：令和2年度～令和7年度）では、「互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会」の実現を目指し、3つの「基本の柱」を掲げ、9つの「施策の方向」に沿った取組みを進めてきました。

基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【施策の方向】

- 1 教育・メディア等を通した男女双方の意識改革、理解の促進
- 2 若年女性が幸せに暮らし働く山形県の魅力の創出・発信 **〔重点〕**
- 3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進 **〔重点〕**

【主な取組み】

- 固定的な性別役割分担意識の解消を促す多世代向け啓発媒体（動画、リーフレット、パネル）や女性や若者の声を活かしたアンコンシャス・バイアス気づき発信動画を作成し、広く県民に発信しました。
- 公的広報において、性別への固定観念やアンコンシャス・バイアスの助長につながらないよう、男女共同参画の視点を踏まえた表現のガイドラインを作成し、セミナーや研修等において広く周知しました。
- 若年女性の県内定着・回帰に向け、山形での暮らしや仕事について意見交換を行う「オンライン100人女子会」や山形で暮らし活躍する若手社会人女性と女子学生の交流会「Yamagata Women's Link」を開催しました。
- 県内女性の多様な生き方・働き方等をまとめたデジタルロールモデル集や様々な分野で活躍する個人・団体を取材しチャレンジ事例として紹介する「チャレンジ応援やまがた」などにより、若年層に向けて山形で暮らし働くことの魅力を発信しました。
- 市町村に対し防災分野での男女共同参画の取組み（防災会議への女性委員登用等）を働きかけるとともに、地域防災への女性参画を促進するための防災セミナーを開催しました。
- 女性・若者が「やまがたチャレンジ創業応援事業」における助成金を受ける場合や「山形県商工業振興資金」における開業支援資金を利用する場合に優遇措置を設定し、起業を支援しました。

【数値目標の達成状況】

- 「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方については、「反対」が計画策定時と比べて増加し、意識の変化が見られるものの、約6割にとどまっています。
- 就職を希望する子育て中の女性を支援するマザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数は、目標値を上回っています。
- 県の防災会議における女性委員の割合は、計画策定時から増加しています。

項目	単位	計画策定時		目標値		現状	
		年度等	数値	年度	数値	年度等	数値
施策の方向1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進							
「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方について、「反対」又は「どちらかと言えば反対」と答える割合	%	R1	52.2	R7	60.0	R6	58.9
県男女共同参画センター利用者の男性の利用割合	%	R3.1	28.4	R7	35.0	R7.12	29.7
保護者用学習資料(※)を活用した講座・研修会等の実施回数 ※県生涯教育・学習振興課作成資料	回	R1	95	R6	150	R6	381
本県独自教材を活用した授業を実施した県立高等学校の割合	%	R1	85.0	R6	100.0	R3	100.0
施策の方向2 若年女性が幸せに暮らし働き続けることができる山形県の魅力の創出・発信（重点分野）							
「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計)	人	R2	175	R7	235	R7.12	224
マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)	件	R1	1,388	R7	2,850	R6	3,257
施策の方向3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進（重点分野）							
女性委員が登用されている市町村防災会議の組織割合	%	R1	73.5	R7	100.0	R7.2	88.6
県防災会議の委員に占める女性の割合	%	R2.12	11.3	R7	増加させる	R7.12	32.5
「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計) (再掲)	人	R2	175	R7	235	R7.12	224
県の支援による創業件数	件	R1	70	R6	70	R6	77

基本の柱II いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

【施策の方向】

- 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点
- 5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現 重点
- 6 家庭・地域における男女共同参画の推進 重点

【主な取組み】

- 地域や企業における男女共同参画を推進するキーパーソンや女性リーダーを育成するとともに女性同士のネットワークを構築する「チェリア塾」や、女性のコミュニケーション能力やリーダーシップ等ビジネススキル向上のための「キャリアアップセミナー」を開催しました。
- 「やまがたイクボス同盟」において、経営者等を対象に、誰もがいきいきと働き続けられる職場環境整備に向けた意識啓発のための「やまがたトップセミナー」を開催しました。
- 「やまがたスマイル企業認定制度」を創設し、企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍の取組みを促進しました。
- 就職を希望する子育て中の女性を支援するため、マザーズジョブサポートにおいて、相談窓口の設置や出張相談を実施するとともに各種セミナーを開催しました。
- 若い世代が、将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を習得するセミナーや、男性の育児休業を後押しし男女が共に家事・育児を行う重要性を学ぶセミナー等を開催しました。
- 地域における男女共同参画を進めるため、市町村や団体からの要望に応じて男女共同参画推進員による出前講座を実施しました。

【数値目標の達成状況】

- 企業における女性管理職の割合は、目標値を下回ってほぼ横ばいで推移しており、女性登用が十分に進んでいない状況となっています。
- 県の審議会等における女性委員の割合は、計画期間を通して目標値である約5割を維持しています。
- 企業における男性の育児休業取得率は、計画策定期から大幅に上昇し、目標値を上回っています。
- やまがたイクボス同盟の加盟組織数は、目標値を上回っています。

項目	単位	計画策定期		目標値		現状	
		年度等	数値	年度	数値	年度等	数値
施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大（重点分野）							
県における女性管理職割合(課長相当職以上)	%	R2.4	15.2	R7	25%以上	R7.4	25.2
市町村における女性管理職割合(課長相当職以上)	%	R2.4	15.9	R7	21.0	R6.4	21.8
企業における女性管理職割合(課長相当職以上)	%	R2.8	15.0	R7	21.0	R6	16.0
県の審議会等委員に占める女性委員の割合	%	R2.3	52.5	R7	50%程度を維持	R7.3	52.1
市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合	%	R2.3	23.7	R7	30.0	R6.3	25.6
女性農業者によるビジネスプラン策定件数	件	R2	76	R6	108	R6	127
家族経営協定締結農家数	件	R1	1,018	R6	1,043	R6	1,051
県男女共同参画センターエンパワーメントセミナー「チエリア塾」の修了生総数	人	R2	447	R7	610	R7	532
施策の方向5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現（重点分野）							
企業における男性の育児休業取得率	%	R2	8.1	R7	15.0	R6	42.9
県における男性の育児休業取得率	%	R1	16.7	R7	100.0	R6	88.1
市町村における男性の育児休業取得率	%	R1	12.1	R7	30.0	R5	51.5
本県女性労働者(正規+非正規)所定内給与額全国順位	位	R1	46	R7	現状より改善	R6	43
年間総労働時間	時間	R1	1,783	R7	現状より改善	R6	1,762
ワーク・ライフ・バランスの内容の認知度	%	R1	54.7	R7	70.0	R6	83.4
マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)(再掲)	件	R1	1,388	R7	2,850	R6	3,257
パワーハラスメント防止対策を実施している事業所割合	%	R1	74.2	R7	80.0	R6	86.5
施策の方向6 家庭・地域における男女共同参画の推進（重点分野）							
男女共同参画推進員による活動回数(延べ)	回	R2.12	1,054	R7	2,300	R6.12	2,114
やまがたイクボス同盟加盟組織数	社	R2.12	491	R7	680	R6	755
保護者用学習資料(※)を活用した講座・研修会等の実施回数(再掲) ※ 県生涯教育・学習振興課作成資料	回	R1	95	R6	150	R6	381
保育所入所待機児童数	人	R2.4	0	R6	0	R6.4	0
やまがた子育て応援パスポート協賛店舗数(累計)	店舗	R3.1	4,820	R6	5,253	R6	5,306
介護休業の取得実績がある事業所割合	%	R2	5.2	R7	7.0	R6	7.3

基本の柱Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり

【施策の方向】

- 7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた健康支援
- 9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

【主な取組み】

- 「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）」にあわせパープルリボンキャンペーンを展開し、市町村等と連携したパープルライトアップやパネル展を実施するとともに、DV防止に向けた講座やリーフレットによる普及啓発を行いました。
- 若年層におけるDV、デートDV事案の未然防止や意識啓発のため、高校生等を対象としたデートDV防止出前講座を実施しました。
- 各保健所において、生涯を通じた女性の健康の保持推進を図ることを目的に、思春期から更年期の女性を対象とした健康相談、妊娠、避妊、不妊、婦人科疾患、更年期障害などに関する相談事業を関係機関との連携を図りながら実施しました。
- 女性ががん検診を受けやすい環境の整備を進めたほか、関係機関・団体と連携した受診率向上に向けた普及啓発を行いました。
- ひとり親家庭応援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援や子育て支援、生活支援、学習支援、経済的支援等を総合的に実施しました。
- 困難な問題を抱える女性が相談を躊躇することのないよう、民間団体と協働し、女性のためのSNSを活用した相談窓口を開設するとともに、県内4地域において困難な問題を抱える女性が気軽に訪れることができる居場所を開設しました。
- 性の多様性に関する理解促進に向けた出前講座や職場の研修等で活用できる県民・企業の向けの動画を作成するとともに、性的マイノリティ当事者の方などが抱えている不安や悩みに寄り添う相談窓口を設置しました。

【数値目標の達成状況】

- DVの認知度（「言葉も意味も知っていた」との回答）は、計画策定時から向上しましたが、約8割にとどまっています。
- 女性の子宮（頸）がん検診（20歳以上）及び乳がん検診（40歳以上）の受診率は、目標値を下回っています。
- ひとり親家庭応援センターの認知度は、計画策定時から減少し、目標値を下回っています。

項目	単位	計画策定時		目標値		現状	
		年度等	数値	年度	数値	年度等	数値
施策の方向7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力・ハラスメントの根絶							
市町村におけるDV被害者支援の基本計画の策定率	%	R2.4	45.7	R7	100	R6	97.1
DVの内容の認知度	%	R1	71.7	R7	100	R6	79.5
施策の方向8 生涯を通じた女性の健康支援							
女性(20歳以上)の子宮(頸)がん健診の受診率	%	R1	46.5	R4	60	R4	46.8
女性(40歳以上)の乳がん健診の受診率	%	R1	47.3	R4	60	R4	48.8
産後ケア事業を実施する市町村数	市町村	H30	11	R7	35	R6	35
施策の方向9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備							
ひとり親家庭就業・自立支援センター利用者の就業実績(累計)	件	H30	51	R6	280	R5	261
ひとり親家庭応援センターの認知度	%	R1	49.5	R6	100	R6	32.4
障がい者の実雇用率の全国順位	位	R2	43	R7	10位以内	R6	40

第3章 計画の背景

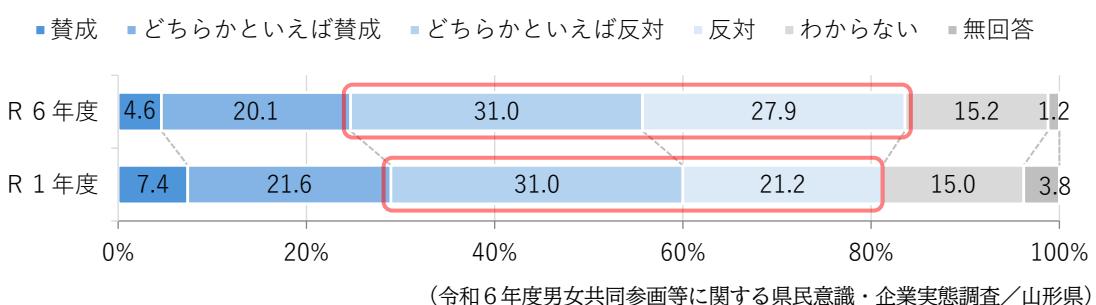
1 男女共同参画に関する山形県の現状

(1) 男女共同参画に関する意識

① 固定的な性別役割分担意識

「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方について、「賛成」は24.7%、「反対」は令和元年度調査(52.2%)から6.7ポイント増加し58.9%となっています。

■ 「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という固定的な性別役割分担意識

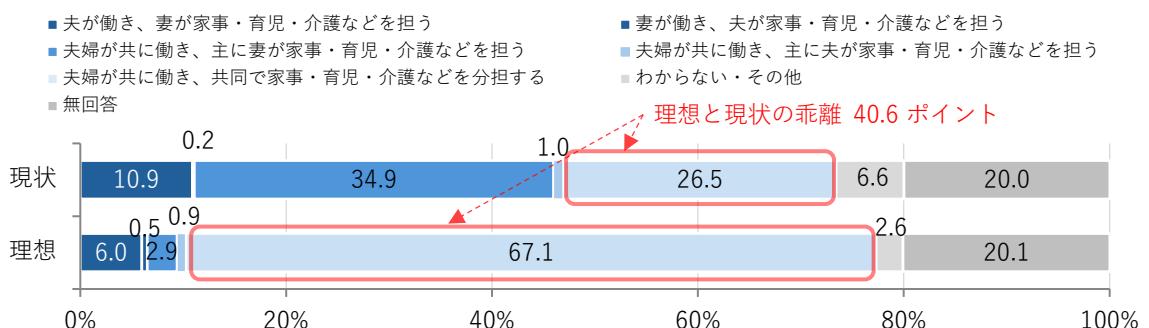


② 夫婦の役割分担についての現状と理想

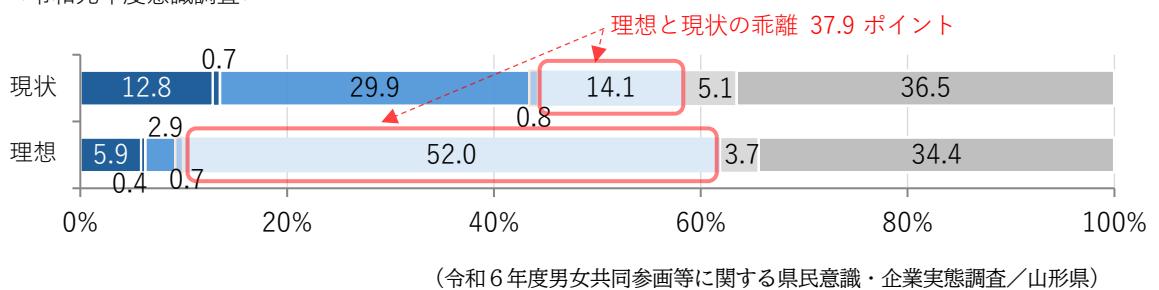
夫婦の役割分担について、「夫婦が共に働き、共同で家事・育児・介護等を分担する」を理想とする割合は67.1%で、前回調査(52.0%)から15.1ポイント増加しました。しかしながら、現状との乖離は拡大しています。

■夫婦の役割分担

<令和6年度意識調査>



<令和元年度意識調査>

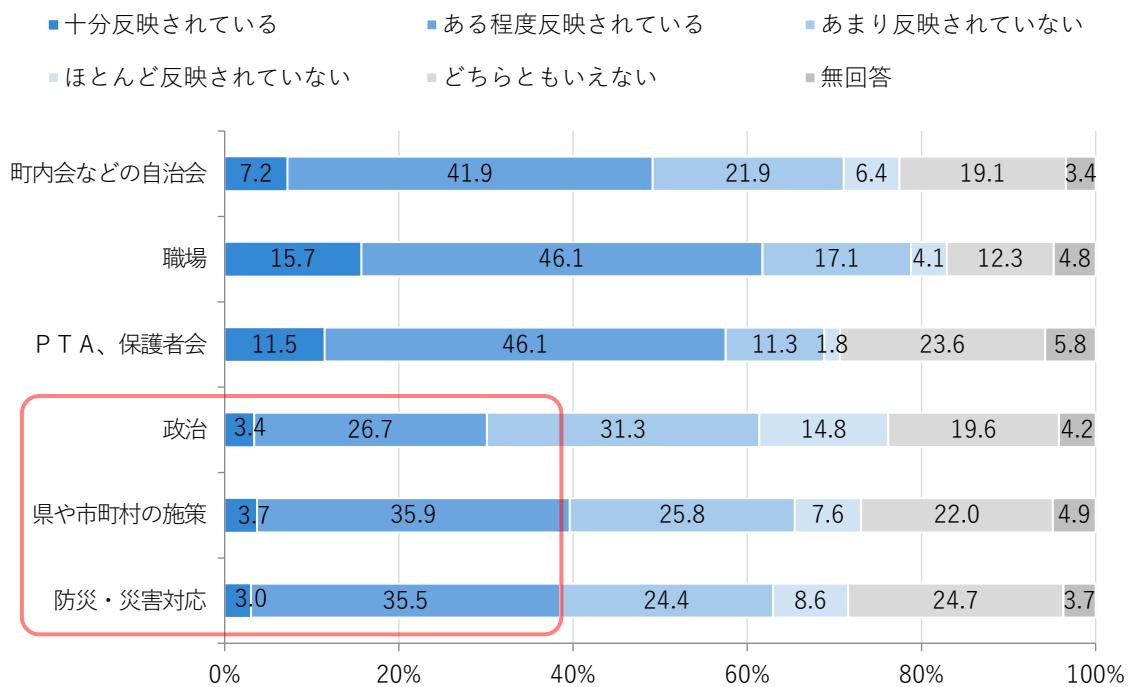


(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

③ 各分野への女性の意見・考え方の反映

各分野への女性の意見・考え方の反映について、政治、県や市町村の施策、防災・災害対応の分野では、「反映されている」が他の分野に比べて低い状況となっています。

■各分野への女性の意見・考え方の反映



(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

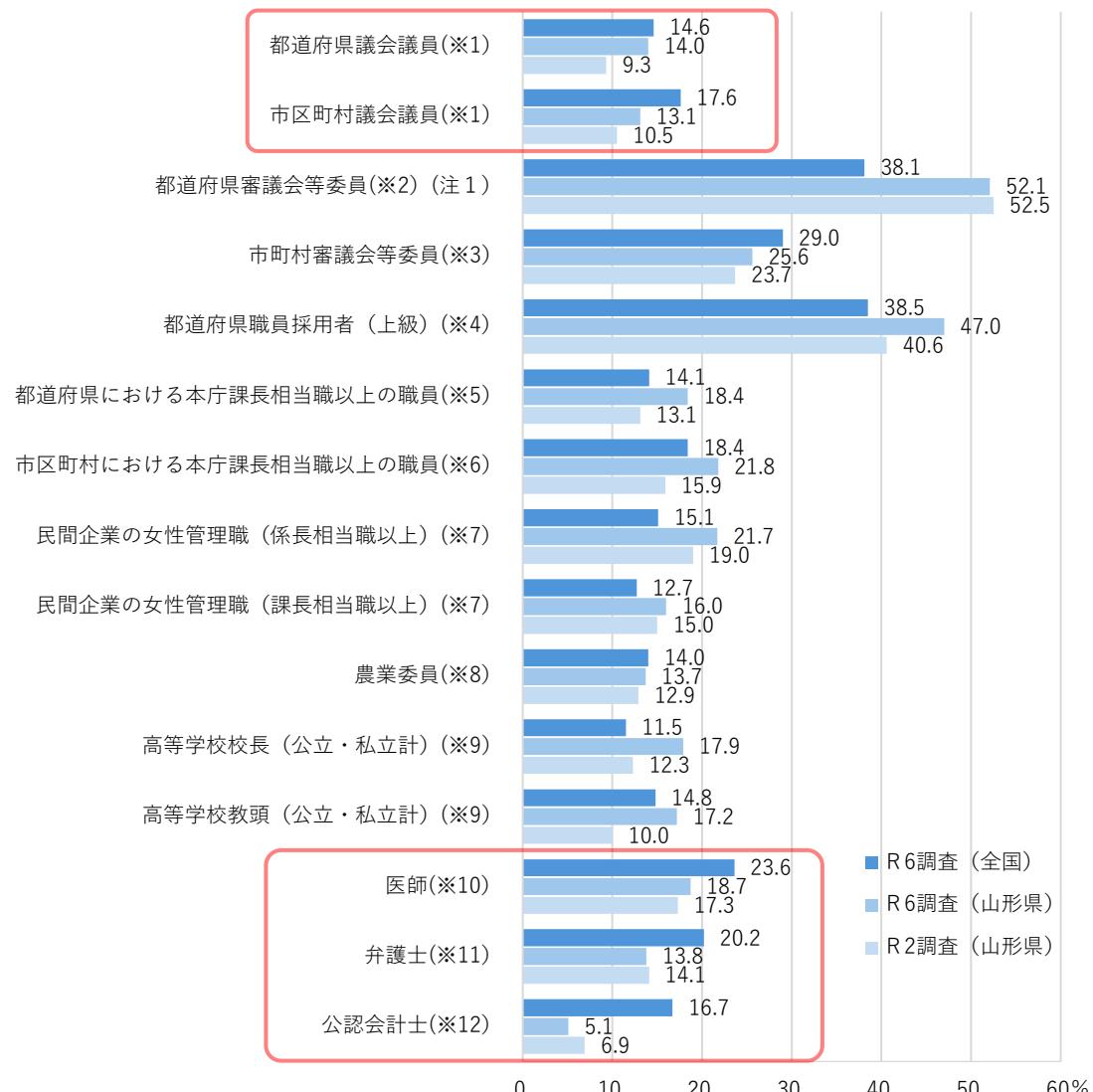
(2) 政策・方針決定過程における女性参画の状況

① 各分野における「指導的地位」に占める女性の割合

各分野における「指導的地位」に女性が占める割合は、政治分野や医師等の専門性の高い分野で全国平均を下回っています。

※ 「指導的地位」：①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者

■各分野における「指導的地位」に占める女性の割合

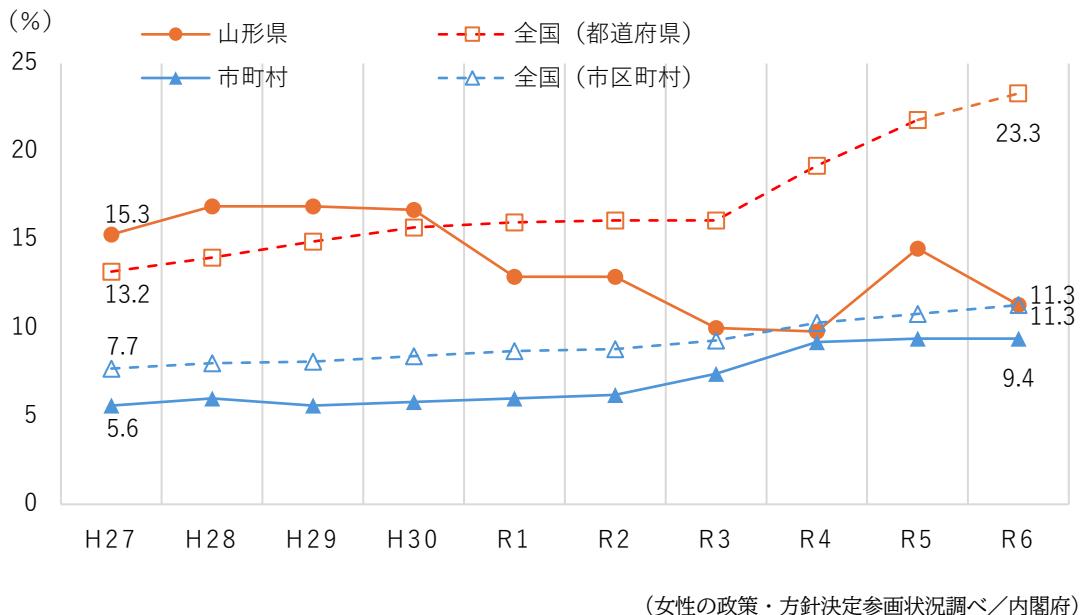


- (※1) 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調等(R5.12.31現在)、(R1.12.31現在)
- (※2, 3) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
(調査時点は原則としてR6.4.1であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。)、(R2.4.1現在)
- (※4) 採用期間がR5.4.1～R6.3.31、H31.4.1～R2.3.31が対象
- (※5, 6) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況(調査時点は原則としてR6.4.1現在)であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。)、(R2.4.1現在)
- (※7) 雇用均等基本調査(R5.10.1現在)、(R1.10.1現在)、山形県労働条件等実態調査(R6.8.31現在)、(R2.8.1現在)
- (※8) 農業委員会及び都道府県農業会議実態調査(R5.10.1現在)、(R1.10.1現在)
- (※9) 学校基本調査(R6.5.1現在)、(R2.5.1現在)
- (※10) 医師・歯科医師・薬剤師調査(R4.12.31現在)、(H30.12.31現在)
- (※11) 女性の政策・方針決定参画状況調べ(R6.11.1現在)、(R2.9.30現在)、山形県弁護士会調べ(R7.1現在)、(R3.1現在)
- (※12) 女性の政策・方針決定参画状況調べ(R6.7.31現在)、(R2.7.31)、日本公認会計士協会調べ(R7.1.31現在)、(R3.1.31現在)
- (注1) 法律・要綱等で定める審議会のうち、県が目標を設定している審議会等委員の女性割合

② 地方防災会議における女性の登用状況の推移

防災会議の女性委員の割合は、県、市町村ともに全国平均を下回っています。

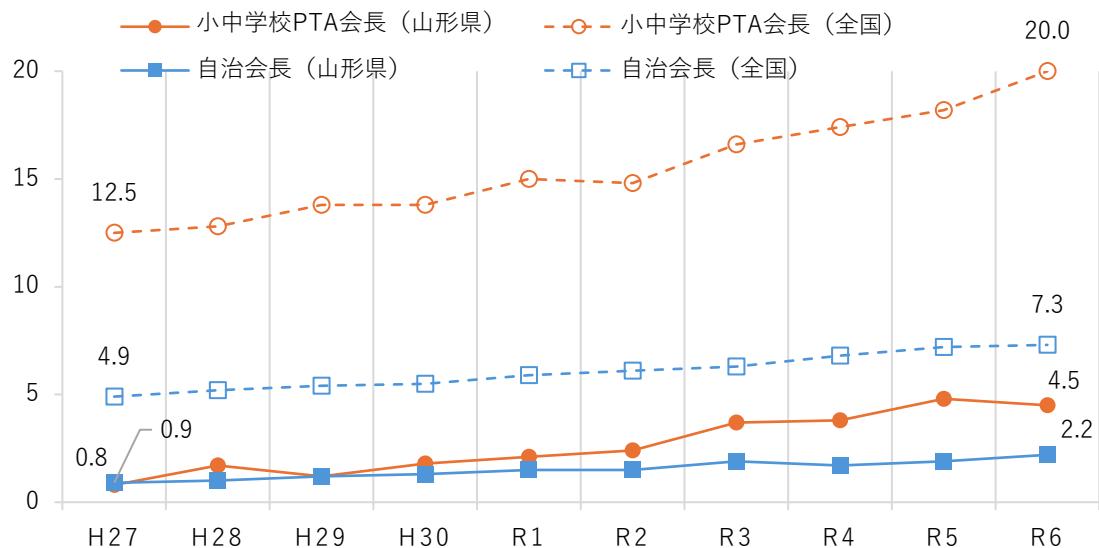
■地方防災会議委員に占める女性の割合



③ 地域役員等における女性の参画状況の推移

自治会長、小中学校PTA会長に占める女性の割合は、微増で推移していますが、いずれも全国平均を下回っています。

■自治会長及び小中学校PTA会長に占める女性の割合

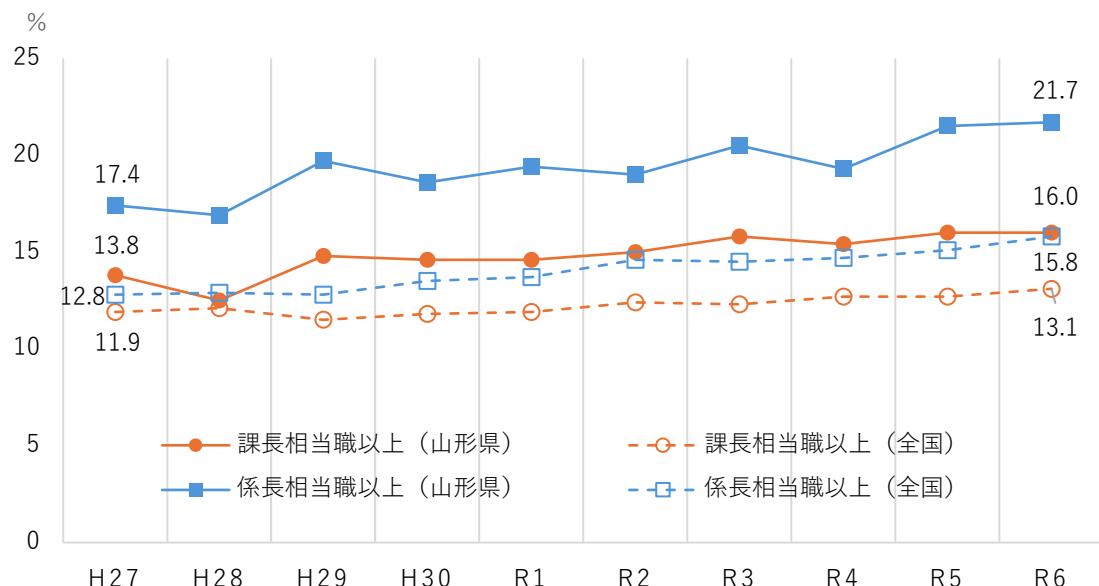


(女性の政策・方針決定参画状況調べ／内閣府、PTA (山形県)／山形県PTA連合会)

④ 企業における女性管理職の割合の推移

管理職に占める女性の割合は微増で推移していますが、課長相当職以上の割合は 16.0%、係長相当職以上の割合は 21.7% にとどまっています。

■企業における女性管理職の割合

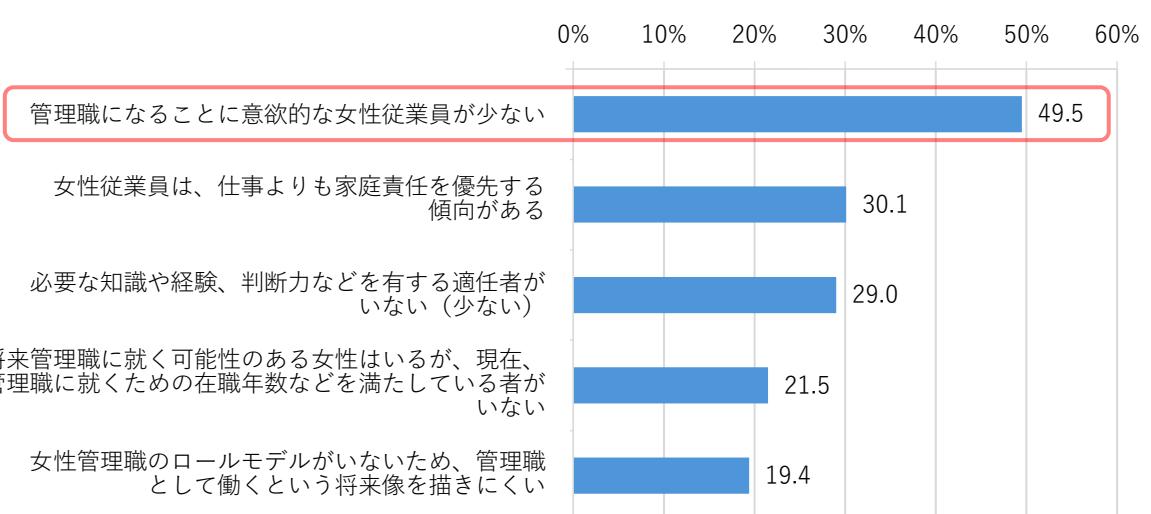


(雇用均等基本調査／厚生労働省、労働条件等実態調査／山形県)

⑤ 女性の管理職登用を推進する上での課題

女性の管理職登用を推進する上で企業が感じている課題について、「管理職になることに意欲的な女性従業員が少ない」が 49.5% と最も高くなっています。

■女性の管理職登用を推進する上での課題

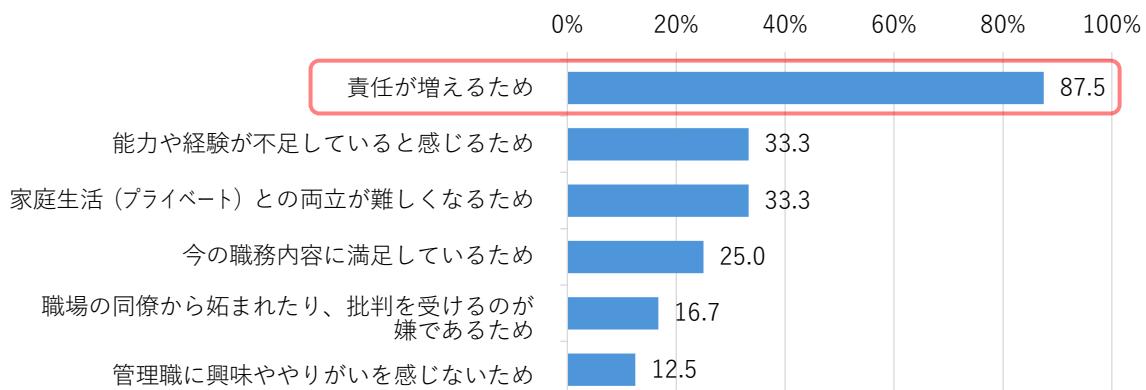


(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

⑥ 女性に管理職などへの登用を打診して断られた理由

女性に管理職などへの登用を打診して断られた理由について、「責任が増えるため」が87.5%と最も高くなっています。

■女性の管理職などへの登用を打診し断られた理由



(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

(3) 就業の状況

① 女性の社会進出の状況

本県の女性の正規雇用の割合、育児をしている女性の有業率及び夫婦共働き世帯の割合は、いずれも全国に比べて高い状況にあります。

■女性の正規雇用の割合、育児をしている女性の有業率、夫婦共働き世帯の割合

全国順位	女性の正規雇用割合		育児をしている女性の有業率		夫婦共働き世帯割合	
1位	山形県	55.6%	鳥取県	88.0%	福井県	61.2%
2位	東京都	54.6%	山形県	87.2%	山形県	59.9%
3位	富山県	53.9%	島根県	86.8%	島根県	58.6%
	全国	46.8%	全国	73.4%	全国	51.5%

(令和2年国勢調査／総務省、令和4年就業構造統計基本調査／山形県)

② 給与額の状況

本県の現金給与額及び所定内給与額は、全国に比べて低い状況にあります。

また、女性の所定内給与額は男性の76.8%となっており、男女間で格差が生じています。

■令和6年労働者の都道府県別現金給与額等（産業計、企業規模計）

		年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	所定内 労働時間 (時間)	所定外 労働時間 (時間)	きまって支給 する現金給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)	年間賞与 その他 特別給与額 (千円)
山形県	男	45.6	15.2	163	10	327.4	300.9	868.4
	女	45.1	12	159	6	245.9	231.2	538.4
男女間格差						75.1%	76.8%	62.0%
全 国	男	44.9	13.9	162	13	398.6	363.1	1,124.9
	女	42.7	10	158	7	293.9	275.3	667.6
男女間格差						73.7%	75.8%	59.3%

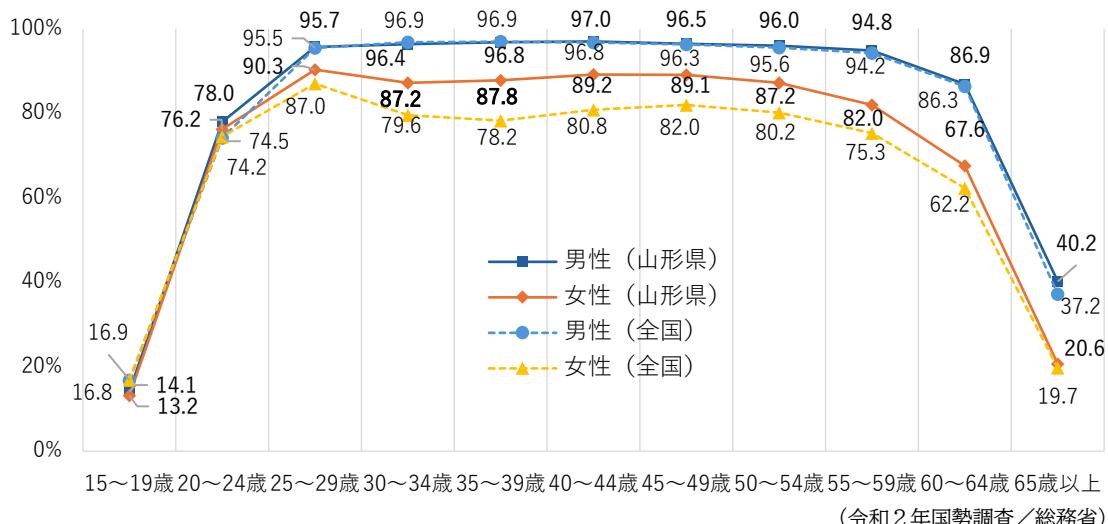
(令和6年賃金構造基本統計調査／厚生労働省)

③ 年齢階級別労働力率

本県の女性の労働力率は、30～34歳で87.2%（全国2位）、35歳～39歳で87.8%（全国1位）と全国に比べて高くなっています。

男性は25歳から59歳までほとんど変化が見られない一方で、女性は一般的に20代後半から30代の結婚・出産期には就業者数は減ることから労働力率は下がる傾向（いわゆるM字カーブ）にありますが、本県の場合は、その落ち込みが小さい状況にあります。

■年齢階級別労働力率

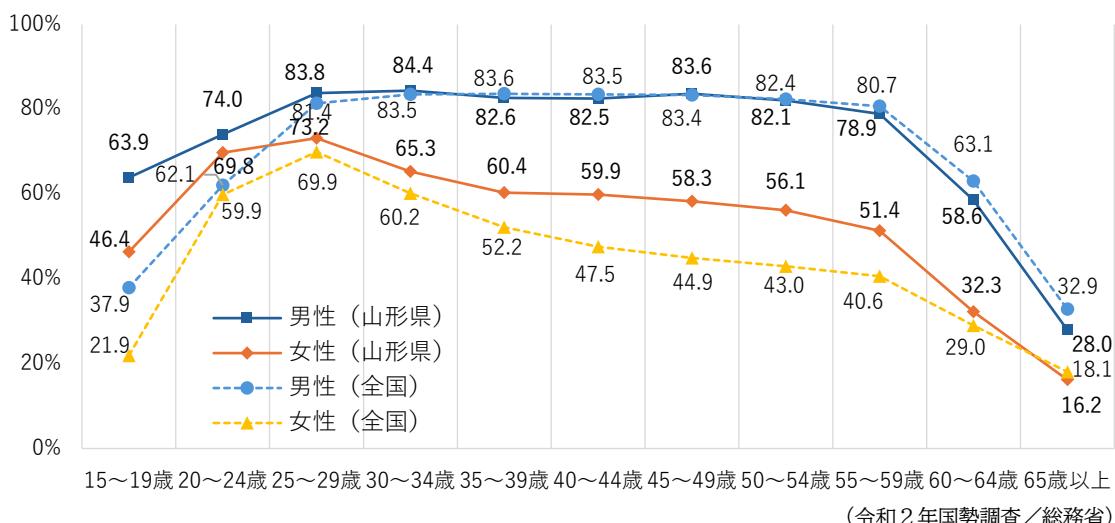


④ 年齢階級別正規雇用比率

人口に占める正規雇用労働者の割合は、総じて女性より男性の方が高く、男性は30代以降、大きな昇降なく推移するのに対し、女性は30代以降年齢が上がるごとに下降する傾向（いわゆるL字カーブ）にあります。

この傾向は本県でも同様であり、全国より緩やかではあるものの、30代以降は下降しています。

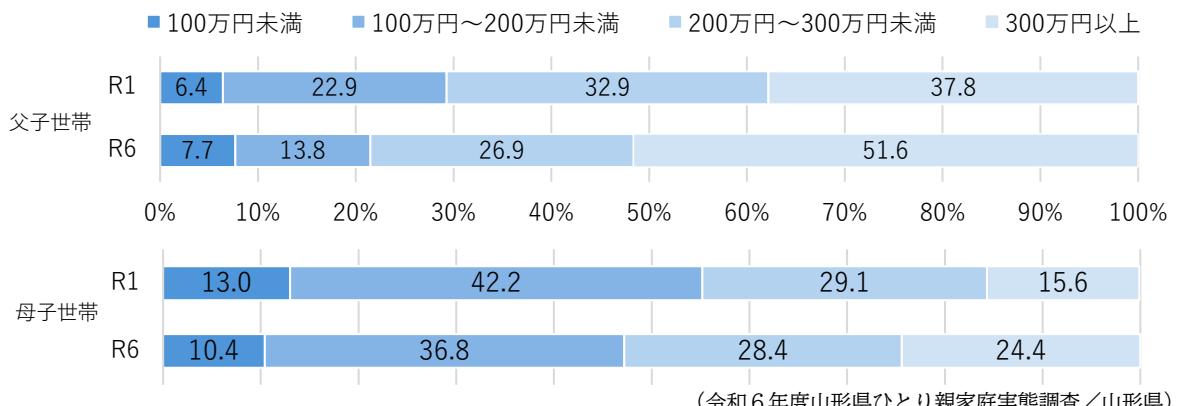
■年齢階級別正規雇用比率



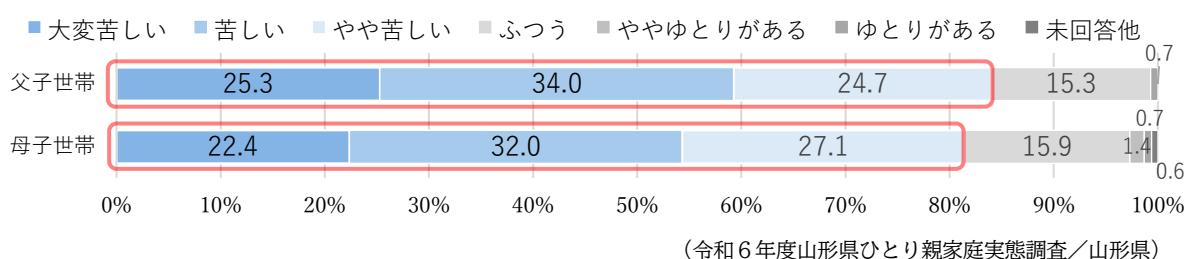
⑤ ひとり親世帯の親の年間就労収入額と暮らしの状況

ひとり親世帯の親の年間就労収入額について、200万円未満の割合は令和元年度調査と比べて父子世帯、母子世帯ともに減少しましたが、父子世帯で約2割、母子世帯では約半数を占めています。加えて、暮らしの状況について、「苦しい」状態にある世帯が8割以上となっています。

■ひとり親世帯の親の年間就労収入額



■ひとり親世帯の暮らしの状況

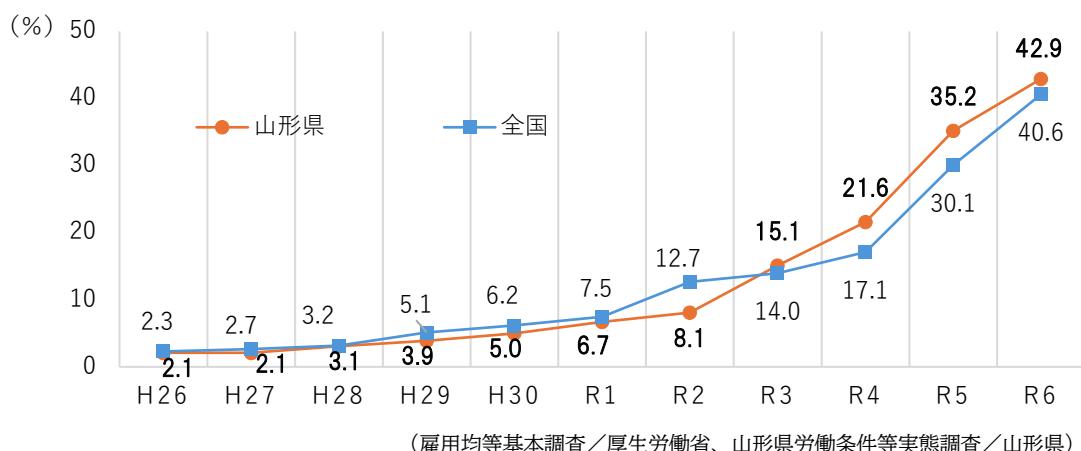


(4) ワーク・ライフ・バランスの状況

① 企業における男性の育児休業取得率

男性の育児休業取得率は全国的に近年増加傾向にあり、本県においても令和元年度調査（6.7%）から36.2ポイント増加し42.9%となっています。

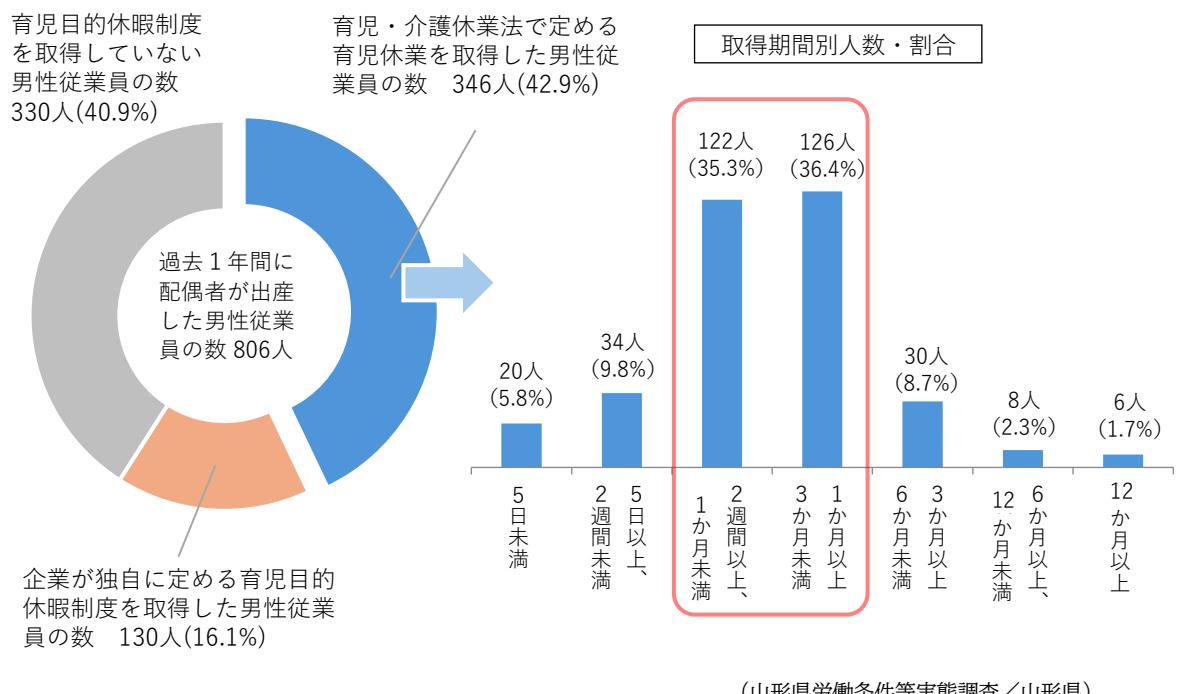
■企業における男性の育児休業取得率の推移



② 企業における男性の育児休業取得期間

育児・介護休業法で定める育児休業を取得した男性について、取得期間別の割合は「1か月以上3か月未満」が36.4%と最も多く、次いで「2週間以上1か月未満」(35.3%)となっています。

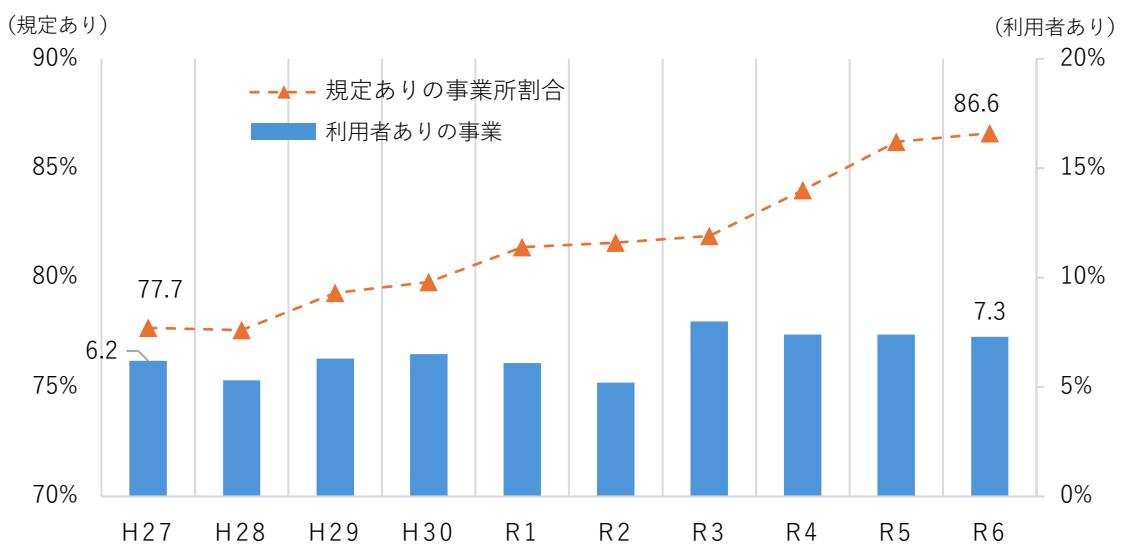
■男性従業員の育児休業取得期間別取得者数



③ 介護休暇制度の規定及び利用者のある事業所の状況

介護休暇制度について規定ありの事業所割合は9割近くとなっているものの、利用者ありの事業所は1割に満たない状況となっています。

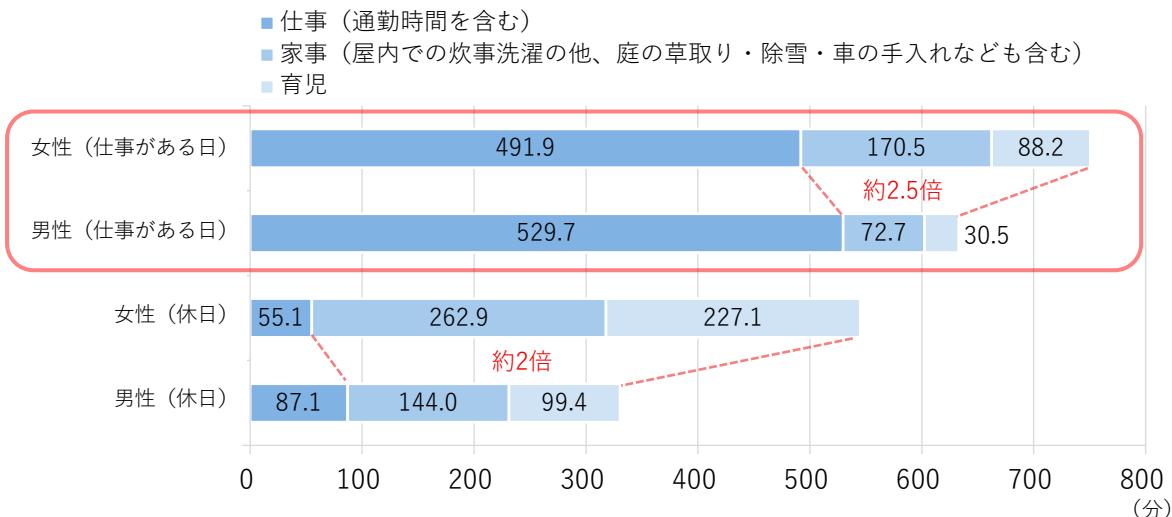
■介護休業制度の規定状況の推移



④ 男性の家事・育児への参画状況

仕事がある日に「家事・育児」に費やす時間は、女性が 258.7 分、男性が 103.2 分で、女性が男性の約 2.5 倍となっています。

■ 1 日あたりの平均所要時間

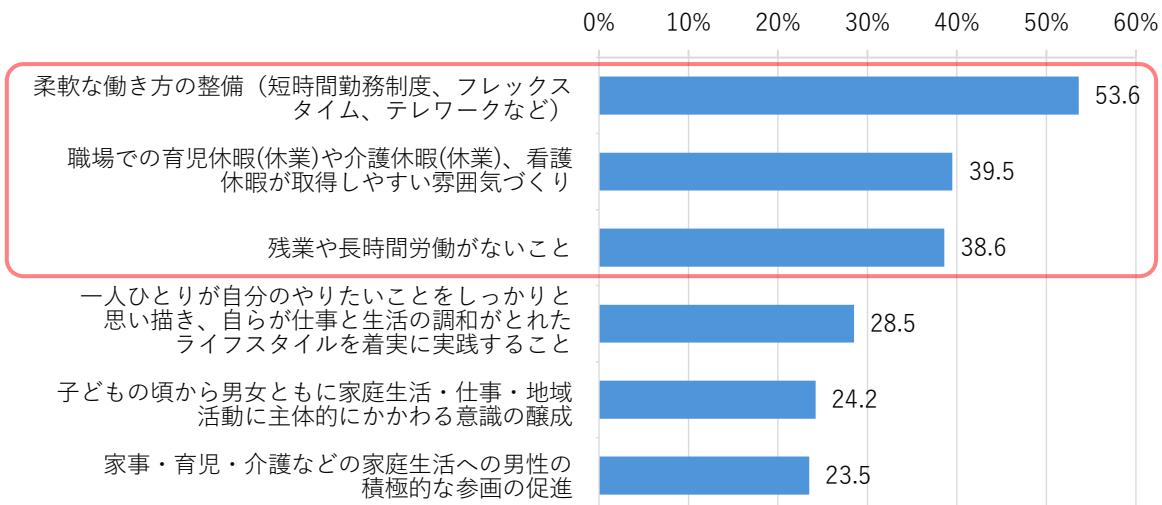


（令和 6 年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県）

⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進に必要なこと

ワーク・ライフ・バランスの推進に必要なことについて、「柔軟な働き方の整備（短時間勤務制度、フレックスタイム、テレワークなど）」が 53.6% と最も高く、次いで「職場での育児休暇（休業）や介護休暇（休業）、看護休暇が取得しやすい雰囲気づくり」（39.5%）、「残業や長時間労働がないこと」（38.6%）となっています。

■ ワーク・ライフ・バランスの推進に必要なこと



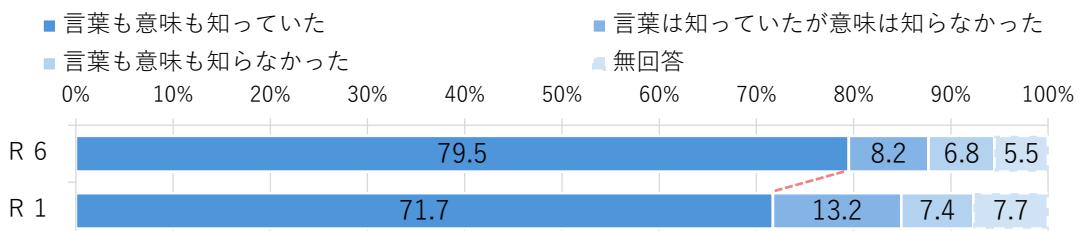
（令和 6 年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県）

(5) DVや困難な問題を抱える女性等の状況

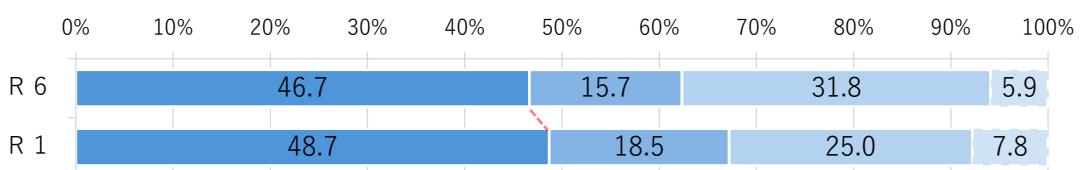
① 「DV」及び「デートDV」の認知度

DV等の認知度について、「言葉も意味も知っていた」は、「DV」が79.5%で令和元年度調査(71.7%)より7.8ポイント増加しました。一方で、「デートDV」は46.7%で令和元年度調査(48.7%)より2.0ポイント減少しました。

■ 「DV」の認知度



■ 「デートDV」の認知度

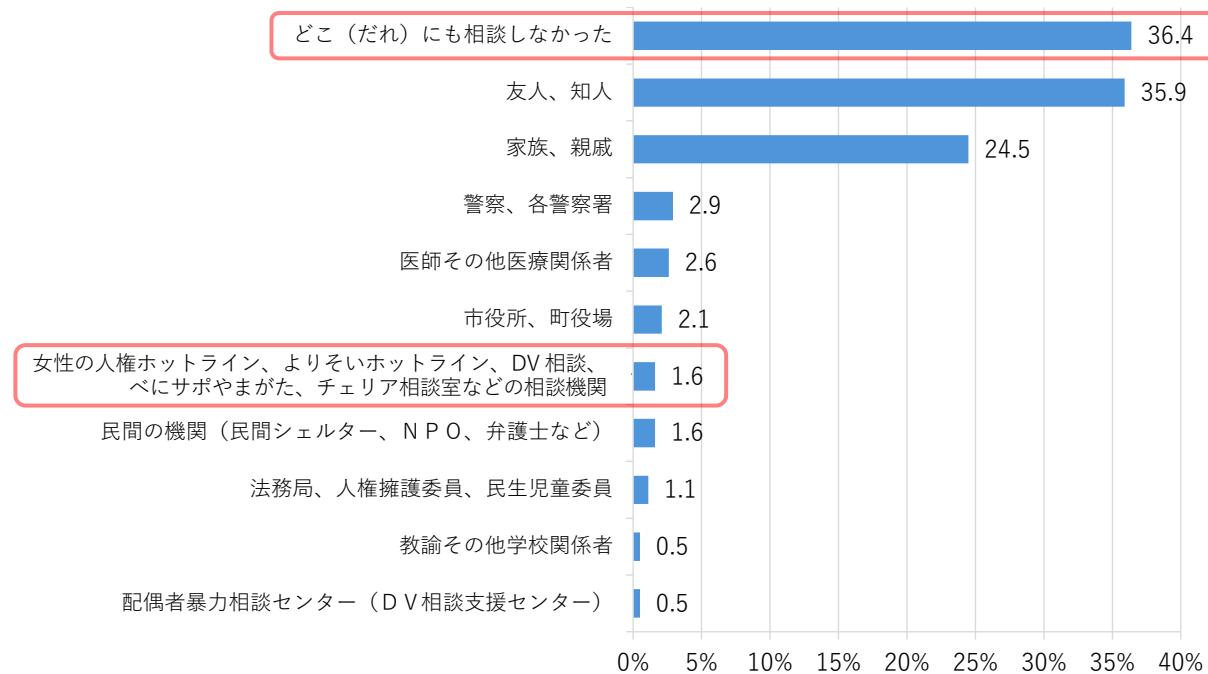


(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

② DVを受けた時の相談先

DVを受けた時の相談先について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が36.4%と最も高くなっています。一方で、女性の人権ホットライン等の相談機関への相談は1.6%と低くなっています。

■ DVを受けた時の相談先

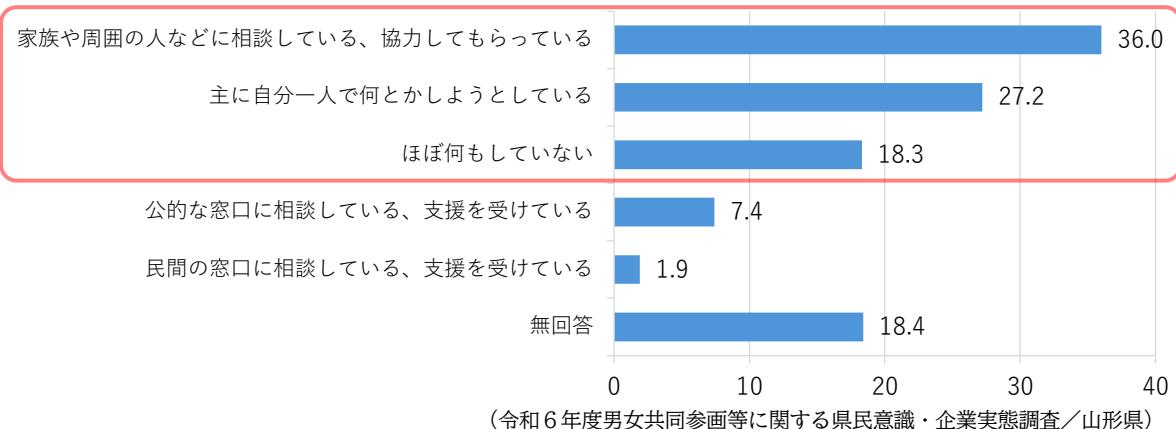


(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

③ 抱える悩みや困難への対応方法

抱える悩みや困難への対応について、「家族や周囲の人などに相談している、協力してもらっている」が36.0%と最も高く、次いで「主に自分一人で何とかしようとしている」(27.2%)、「ほぼ何もしていない」(18.3%)となっています。

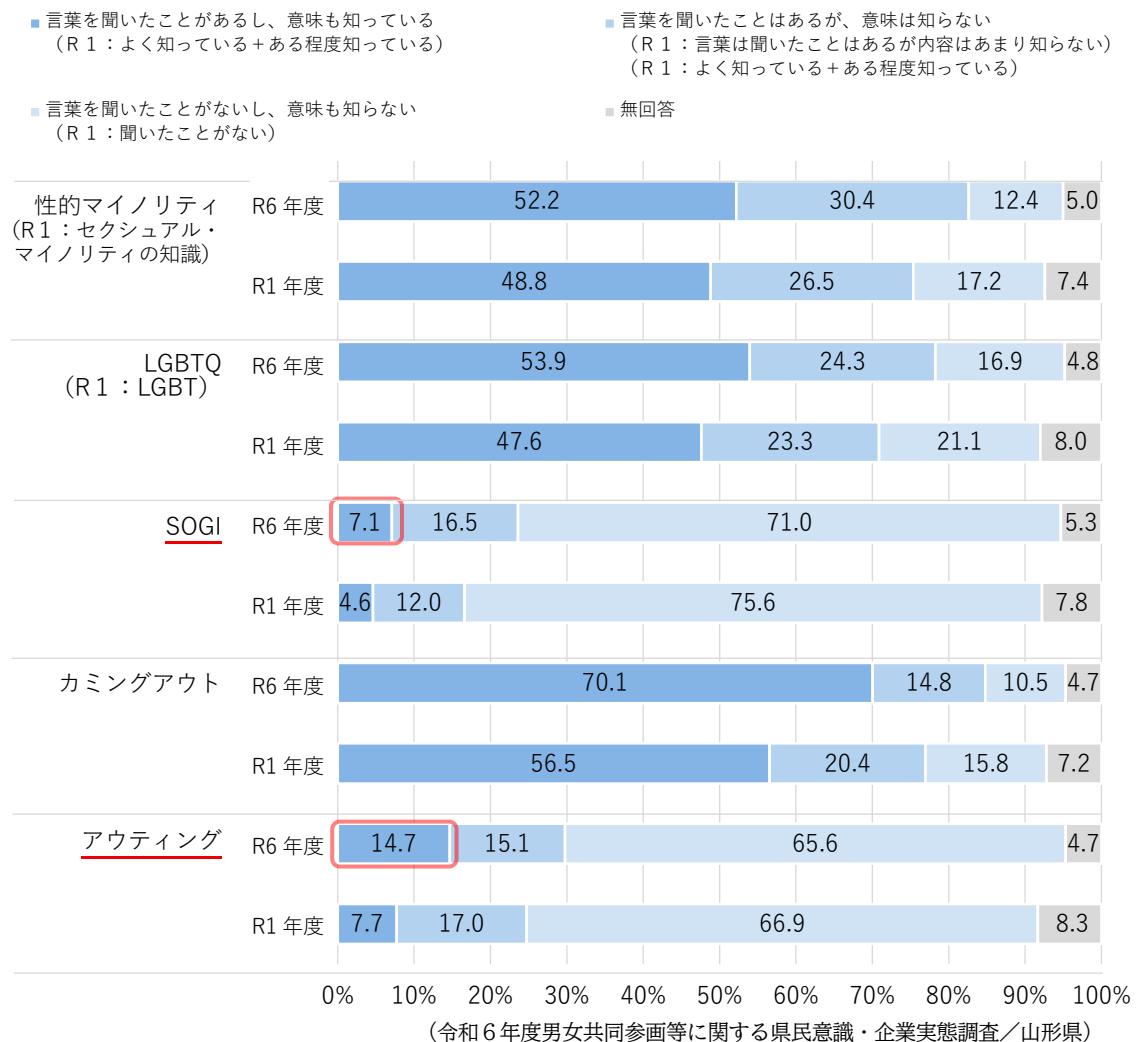
■抱える悩みや困難への対応方法



④ 性の多様性に関する用語の認知度

性の多様性に関する用語の認知度は、令和元年度調査に比べ全体的に向上している一方で、「SOGI（ソジ）」、「アウティング」などは依然として低い状況となっています。

■性の多様性に関する用語の認知度



〔性的マイノリティ〕

LGBTQやその他の多様な性的指向・ジェンダーアイデンティティを持つ人。

〔LGBTQ〕

レズビアン（L）・ゲイ（G）・バイセクシュアル（B）・トランスジェンダー（T）・クエスチョンング/クィア（Q）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す総称の一つ。

〔SOGI（ソジ）〕

性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉。SOGIは性的マイノリティであるか否かにか関わらず、全ての人が持つ性のあり方を表現するための言葉。

〔カミングアウト〕

これまで公にしていなかった自分の性のあり方（性的指向や性自認など）を本人が他者に表明すること。

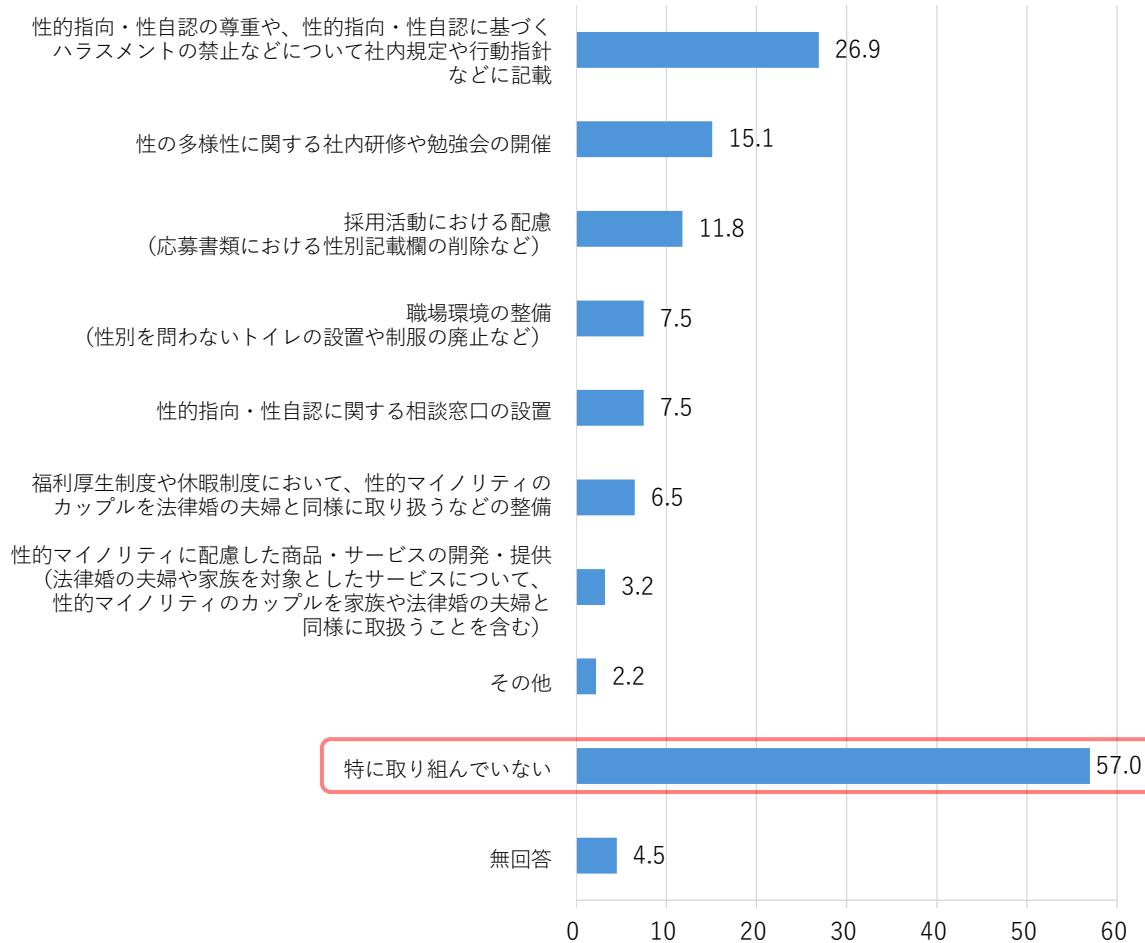
〔アウティング〕

本人の同意なく、その人の性のあり方（性的指向や性自認など）を第三者に暴露してしまうこと。アウティングはプライバシーの侵害であり、本人の尊厳を傷つける行為。

⑤ 企業における性的マイノリティへの配慮としての取組み

企業における性的マイノリティへの配慮としての取組みについて、「特に取り組んでいない」が約6割と最も高くなっています。

■企業における性的マイノリティへの配慮としての取組み



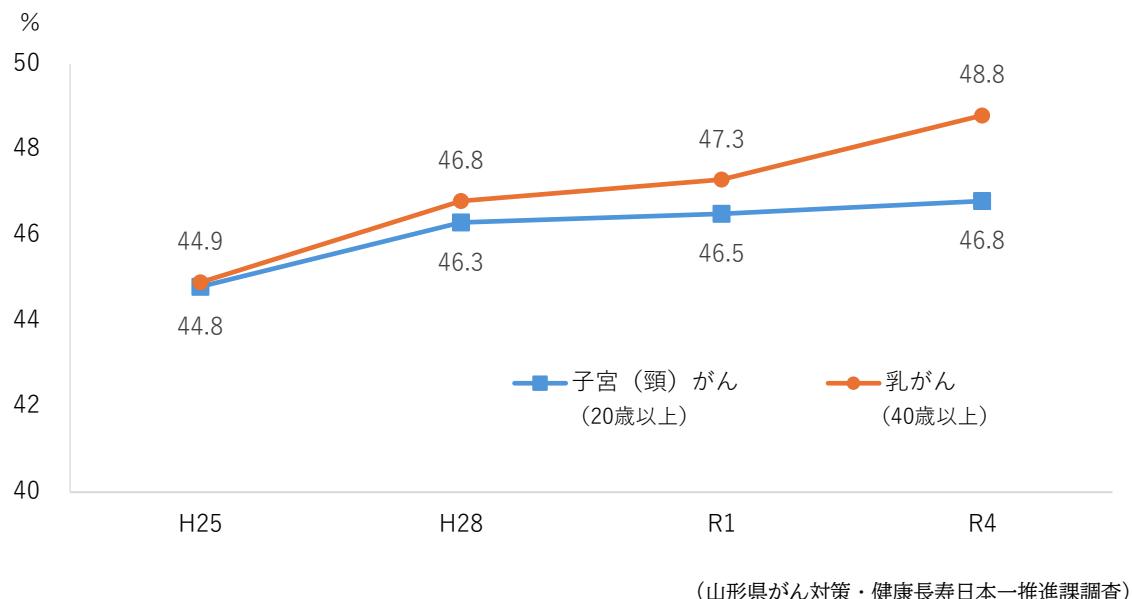
(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

(6) 女性の健康をめぐる状況

① 子宮頸がん及び乳がん検診受診率の推移

本県の乳がん検診の受診率は増加傾向にあり、子宮頸がん検診の受診率は微増で推移しています。

■子宮頸がん及び乳がん検診受診率の推移

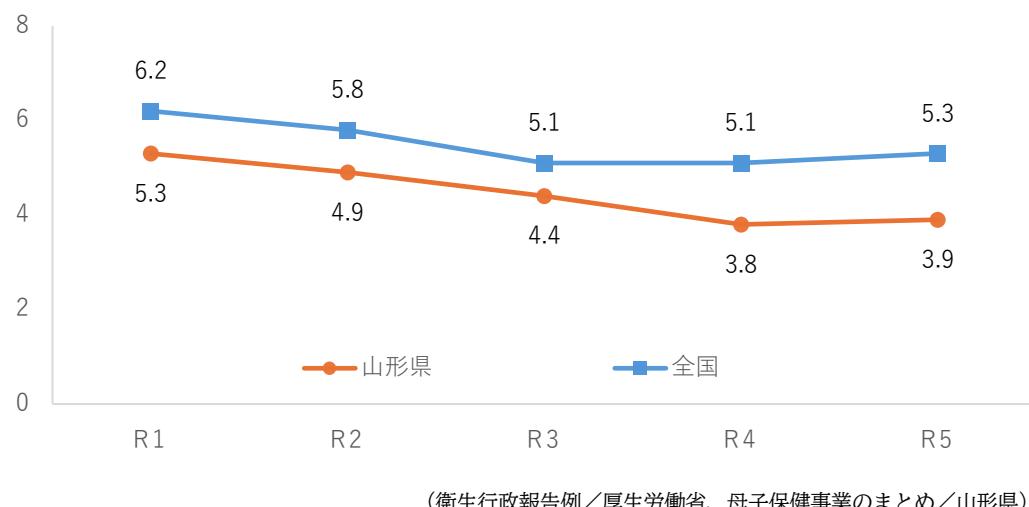


② 人工妊娠中絶実施率の推移

本県の人工妊娠中絶の実施率は減少傾向にあり、全国平均を下回っています。

■人工妊娠中絶実施率の推移

(女子人口千対)



2 社会情勢の変化

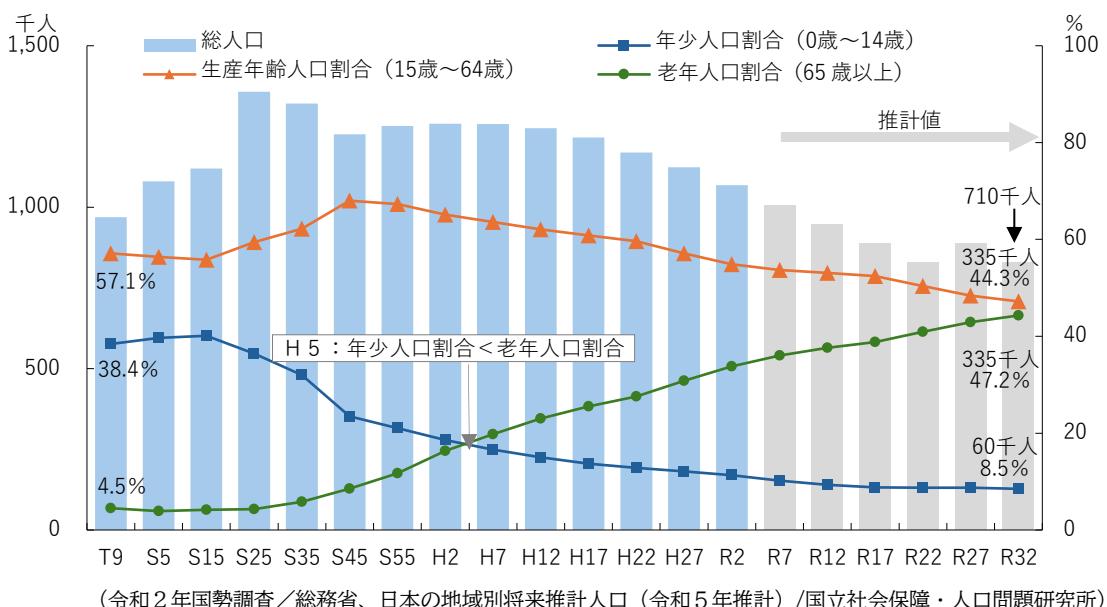
(1) 人口減少と少子高齢化の状況

本県の人口は、昭和 20 年代をピークに 120 万人台で推移してきましたが、平成 5 年には老人人口割合が年少人口割合を上回るとともに人口の減少傾向が顕著になっています。

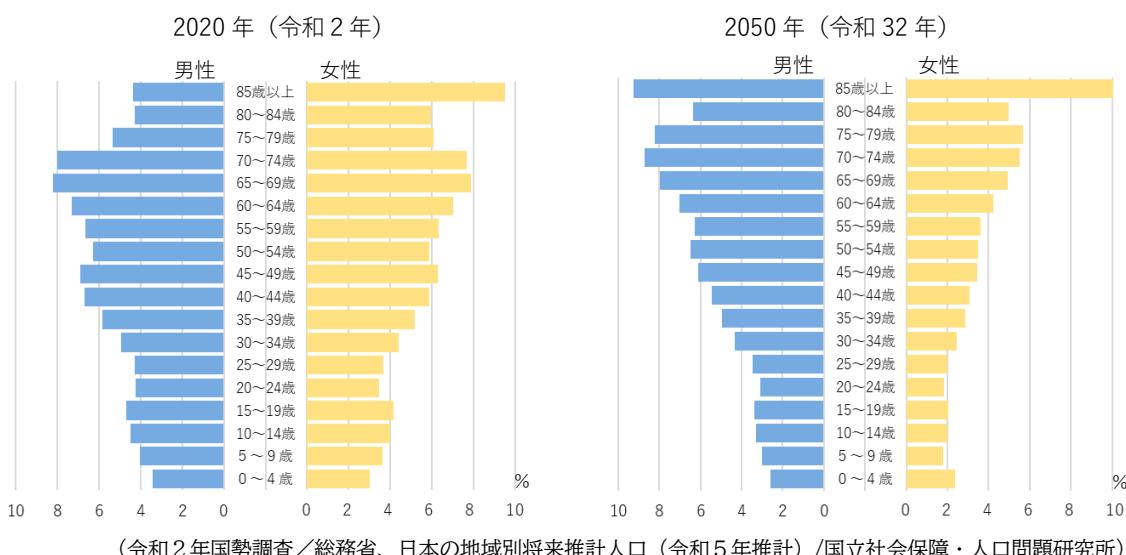
今後の将来推計によれば、このまま抜本的な対策を行わず出生率が改善されないと、人口減少が続き、令和 32 年（2050 年）には 71 万人まで減少すると予測されています。

また、本県の人口構成については、老人人口割合が更に高くなる一方、64 歳以下の割合は減少することが予測され、少子高齢化が一層進むことが見込まれます。

■総人口の推移（山形県）



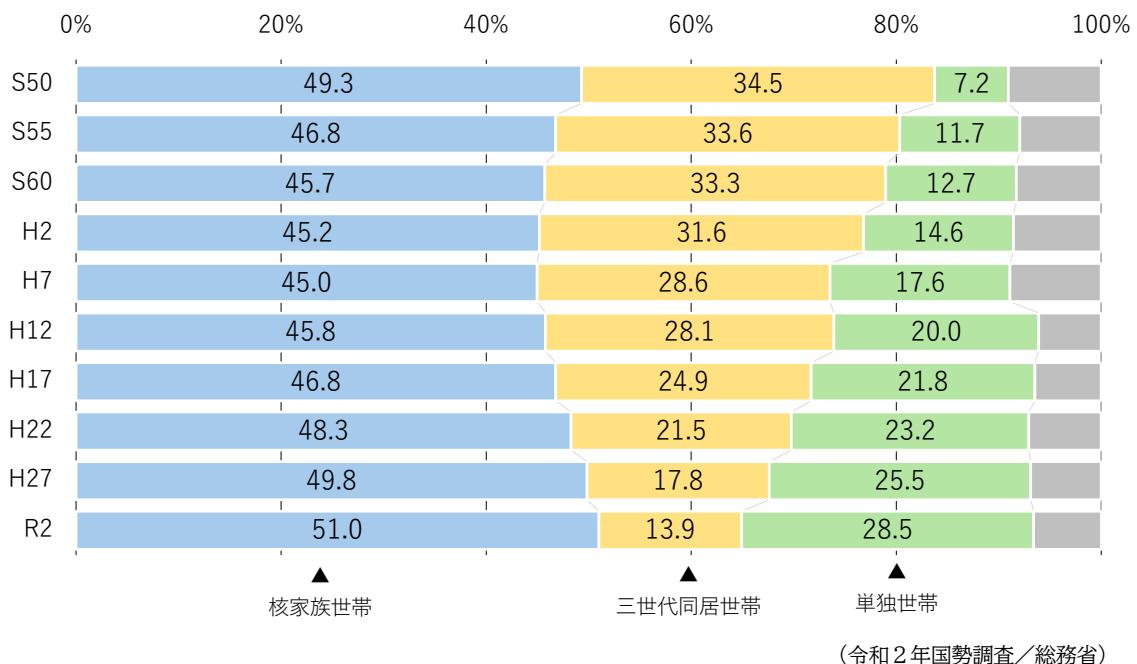
■人口構成の変化（山形県）



(2) 世帯構造の変化

本県では、年々核家族世帯及び単独世帯が増加し、三世代同居世帯が減少しています。

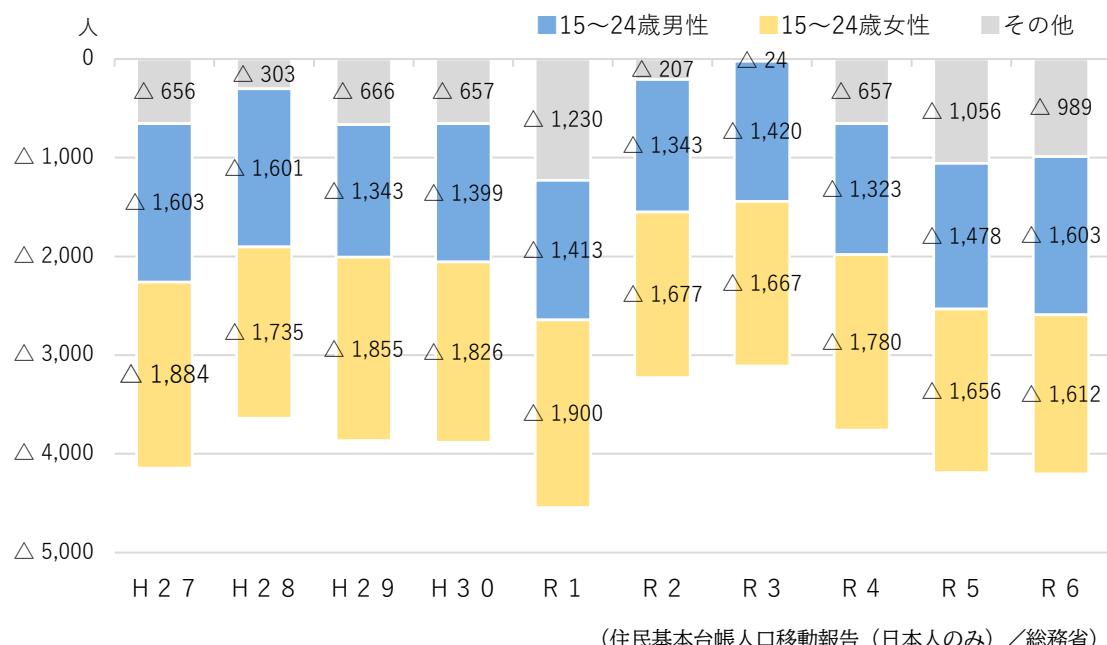
■世帯構造の変化



(3) 若年層の県外転出の推移

本県では、男女ともに15～24歳の転出超過が最も多く、社会減の7割以上を占める傾向が続いている。また、女性の転出超過が男性より多い傾向にあります。

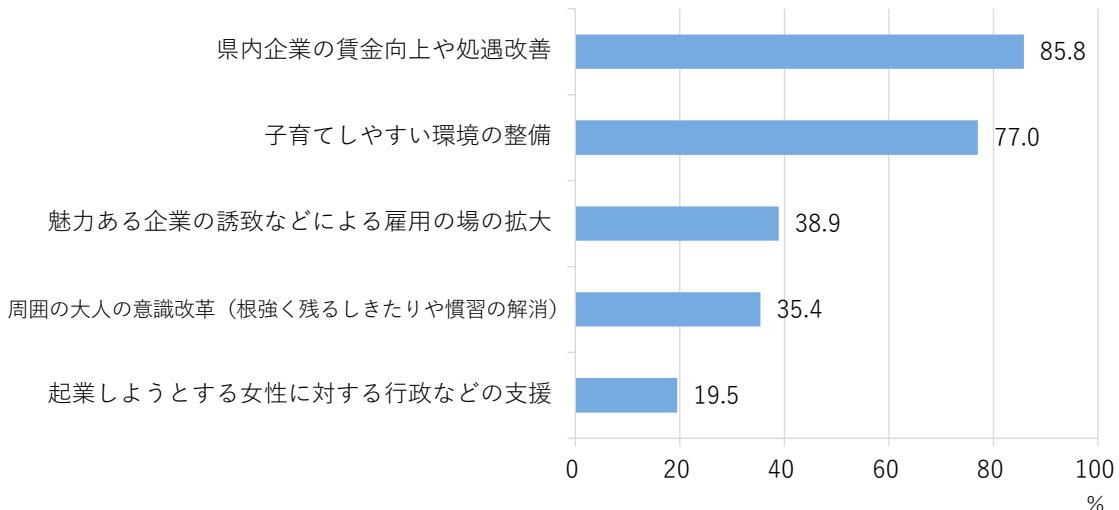
■若年層の県外転出の推移



(4) 若年女性の県内定着・活躍のために必要な取組み

若年女性の県内定着・活躍のために必要な取組みについて、「県内企業の賃金向上や処遇改善」が 85.8%と最も高く、次いで「子育てしやすい環境の整備」(77.0%)、「魅力ある企業の誘致などによる雇用の場の拡大」(38.9%)となっています。

■若年女性の県内定着・活躍のために必要な取組み（女性 18～39 歳）



（令和 6 年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県）

(5) 大規模災害の状況

気候変動等の影響により全国的に自然災害が頻発化・激甚化しています。本県においても、近年、令和 2 年、令和 4 年、令和 6 年と相次いで大雨により甚大な被害が発生しました。

■近年の大雨による被害状況

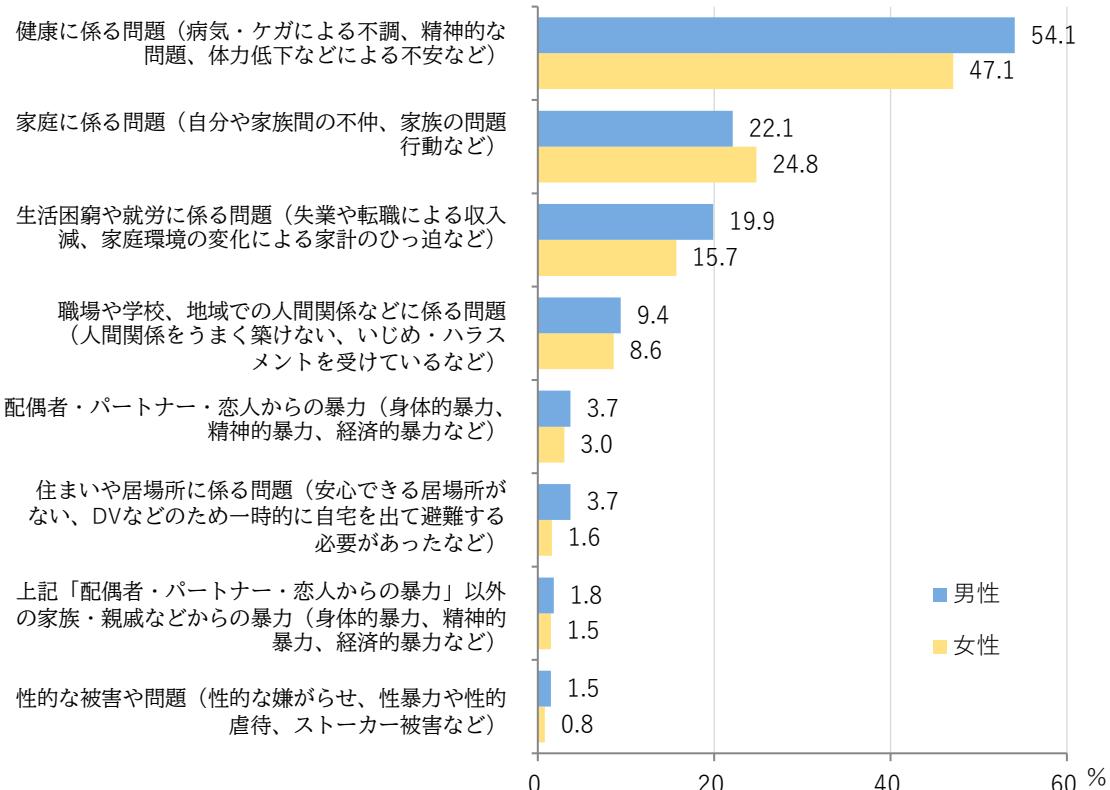
	被害額（億円）	避難者（人）
令和 2 年 7 月豪雨	400	10,332
令和 4 年 8 月 3 日からの大雨	480	3,087
令和 6 年 7 月 25 日からの大雨	1,116	3,383

（山形県防災危機管理課調査）

(6) 抱える困難の状況

抱える困難の状況について、「健康に係る問題」（男性 54.1%、女性 47.1%）が最も高く、次いで「家庭に係る問題」、「生活困窮や就労に係る問題」となっています。男女ともに大きな傾向の違いは見られませんが、「家庭に係る問題」は、女性の方が男性より高くなっています。

■抱える困難の状況



（令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県）

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

本計画は、条例に掲げる基本理念に基づき、誰もが性別にかかわりなく個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮することにより、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being[※]）の実現と自分らしく輝くことができる社会を目指します。

また、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保し、社会情勢の変化に対応しながら持続可能で活力ある山形県を維持していくため、本県を取り巻く現状や課題を踏まえながら男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

計画の推進にあたっては、3つの「基本の柱」を掲げ、10の「施策の方向」を定めるとともに、10の重点施策を設け、「多様な生き方や働き方で誰もが自分らしく輝ける山形県」を目指します。

※ 身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方等、非常に幅広い概念。

《目指す姿》

多様な生き方や働き方で誰もが自分らしく輝ける山形県

《基本の柱》

- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化
- II あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり
- III 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

2 計画の基本理念

条例第3条に掲げる5つの基本理念のもと、総合的かつ計画的な推進を図ります。

- ① 男女の人権の尊重（条例第3条第1項）
- ② 社会の制度や慣行の見直し（条例第3条第2項）
- ③ 政策や方針の立案や決定への共同参画（条例第3条第3項）
- ④ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（条例第3条第4項）
- ⑤ 生涯にわたる健康の確保（条例第3条第5項）

S D G s（持続可能な開発目標）の視点

平成 27 年の国連サミットで、経済、社会、環境をめぐる広範な課題を統合的に解決していくため、「持続可能な開発目標（S D G s）」が採択されました。これは、ジェンダー平等の実現や、貧困や格差の解消など、2030 年までに達成すべき 17 の目標（ゴール）を設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

本計画の目指す姿である「多様な生き方や働き方で誰もが自分らしく輝ける山形県」に向け、包摂性・寛容性の高い社会を実現することは、この S D G s の理念とも軌を一にしています。



3 計画の体系

※ **重点** は重点施策

柱	施策の方向	主な施策
基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化		
1	多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの強化 重点 ② 女性や若者の意見を広く聴く機会の創出 ③ 多様な生き方や暮らし方の実現に向けた取組みの推進
2	男女共同参画の視点に立った学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①若い世代が互いを尊重し合い、主体的に生きていくための能力を身につける教育・学習の推進 重点 ②あらゆる機会を活用した男女共同参画の理解を促す研修等の充実 ③男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進
3	女性活躍推進計画 生活の場（家庭・地域）における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①「共働き・共育て」等の実現に向けた取組みの推進 重点 ②多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の充実 ③暮らしやすい地域づくりに向けた多様な人材の参画促進
基本の柱Ⅱ あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり		
4	政策・方針決定過程における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ① 管理職・役員等への女性の登用促進 重点 ② 政治分野における女性の参画促進 ③ 審議会等委員への女性の参画促進 ④ 女性の意識改革や人材の育成、キャリア形成支援、ネットワークの形成促進
5	働く場における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①女性の活躍を実現する職場風土の醸成 重点 ②待遇改善や賃金向上による男女間格差の是正 ③柔軟で多様な働き方の導入の促進 ④女性の就業支援やスキル・キャリアアップの支援の充実 ⑤仕事と健康課題の両立の支援 ⑥ハラスメント防止対策の促進
6	様々な分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①農林水産業等における女性の参画拡大 重点 ②科学技術・学術分野等における女性の参画拡大 ③女性の起業に対する支援
基本の柱Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり		
7	DV被害者支援計画 あらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ①DV等暴力防止の普及啓発の推進 ②DV等被害者への相談体制・保護体制・自立支援の充実 重点 ③性犯罪・性暴力等への対策の推進
8	困難女性支援計画 様々な困難を抱える人に対する支援や多様性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ①困難な問題を抱える女性等への支援の充実 重点 ②ひとり親家庭への相談体制と生活・就労支援の充実 ③性の多様性に対する理解促進や困難な状況にある人への支援
9	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大 重点 ②男女共同参画の視点に立った防災の取組強化
10	生涯を通じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った知識の普及や保健医療対策の充実 重点 ②ライフステージに応じた健康の保持増進

※ 女性活躍推進計画 … 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第1項に基づく都道府県推進計画

※ DV被害者支援計画…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第1項に基づく都道府県基本計画

※ 困難女性支援計画 … 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第1項の規定に基づく都道府県基本計画

第5章 基本の柱ごとの施策の方向と主な取組み

基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

- 将来にわたって活力ある持続可能な地域社会を維持していくためには、誰もが性別にかかわりなく個人として尊重され、長い人生の中で主体的に多様な選択ができる、平等に能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。また、男女共同参画社会に向けた取組みを推進することは、多様な生き方や働き方を可能にし、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現にもつながります。
- 男女共同参画社会づくりが大きく進展していない要因として、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が地域に根強く残っていることが指摘されています。そのため、男女平等の理念を尊重する教育・学習を推進するとともに、家庭・地域・職場・学校等における一層の意識改革と理解促進を図っていく必要があります。あわせて、アンコンシャス・バイアスが近年増加している若年女性の県外流出の一因となっているとも考えられることから、女性や若者に選ばれる地域を目指し、その解消を図るとともに、女性や若者のニーズや意見を継続して把握し、施策に反映していきます。
- さらに、本県は育児をしながら働く女性や共働き世帯の割合が高い一方で、依然として家事や子育ては女性に偏っている傾向があります。若い世代が希望する共働き・共育ての実現に向け、社会全体で機運を醸成していくことが重要です。
- 誰もがライフステージに応じて希望する暮らし方・働き方を選択でき、自分らしく生きられる包摂性・寛容性の高い地域づくりを進め、男女共同参画社会の実現の基盤となる県民の意識改革を一層促進します。

施策の方向1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上

(1) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの強化 重点

- 家庭・地域・職場において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、メディア等を活用した広報・啓発活動により、幅広い年齢層の男女双方の意識改革と行動変容を促します。
- 各種情報の発信時に、固定的な性別役割分担意識や偏見の助長につながることのないよう、男女共同参画の視点を踏まえた表現を促すとともに、性暴力表現等の人権を侵害するような情報への対策を行います。

- 家庭・職場・学校等、あらゆる場面での男女共同参画に関する悩みや問題の解決に向けた支援を実施します。
- 県民がSNS等を含むメディア情報を主体的に収集・判断し、適切に発信できるよう男女共同参画の視点に配慮したメディア・リテラシーの向上を図ります。

【主な取組み】

- ① 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、女性や若者の声を活かした気づき発信動画を作成し、テレビCMやSNSなどの様々な媒体において発信。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 地域における男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進員を県内各地域に配置し、町内会や企業等において出前講座等の啓発活動を実施。（多様性・女性若者活躍課）

- ③ ジェンダーバイアス※への気づきを促すため、多様なメディアにおける「男女共同参画の視点に配慮した表現のガイドライン」の活用を促進。（多様性・女性若者活躍課）

※ 社会のあらゆる場面に存在する、ジェンダーにかかる偏りをいう。社会の仕組みや人々の行動様式、意識など、さまざまなレベルにおいて、明示されたものであれ、暗黙のものであれ、性による区別や男女の非対称的な扱いがなされている。

- ④ 有害図書類の指定や販売店などへの立入調査等を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑤ 県男女共同参画センター「チェリア」において、男性相談員による男性相談窓口を設置し、男性が相談しやすい環境を整備。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑥ 学校のICT環境の整備を進め、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用する能力を育成。（義務教育課）
- ⑦ 児童生徒が情報を主体的に収集・判断し、インターネットやスマートフォンを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解しながら、情報化の進展に対応できる能力を育成。（義務教育課、高校教育課）

(2) 女性や若者の意見を広く聞く機会の創出

- 女性や若者の意見を広く聞く機会を創出し、施策に反映することにより、女性や若者が「住み続けたい」、「戻りたい」と思える地域づくりを推進します。

【主な取組み】

- ① 各分野で意欲的に活動する団体・企業等の活動状況を知事が視察し、それぞれが望む「山形県の未来」やそのためのアクションについて、訪問先の若者等と意

見交換を実施。また、県内外の若者と知事とで持続可能で明るい山形県の未来について意見交換を実施。（広報広聴推進課、いきいき山形未来企画室）

- ② 女性の意識改革、モチベーション向上及び県内就職への意識づけを図るため、山形で暮らし働く若い女性と女子学生との交流会等を開催。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 若年女性の県内就職・定着促進に向けた取組みの検討・推進を目的とする「若年女性県内就職・定着促進協議会」を開催。（雇用・産業人材育成課）

（3）多様な生き方や暮らし方の実現に向けた取組みの推進

- 誰もが自らの個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせるよう、ライフデザインや進路選択に資するロールモデルの紹介や県内で暮らし働くための情報発信等により、若年層や女性の県内定着・回帰を促進します。

【主な取組み】

- ① 県内の大学生等が山形で多様な働き方・暮らし方をする若者を取材し、WEBや冊子等で広く発信。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 若者の地域活動の総合相談窓口として若者支援コンシェルジュを設置し、若者サポーターによる活動の伴走型支援を行うとともに、県内外へ若者の地域活動の情報を発信。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 県内の若者の活躍や山形暮らしの魅力を「やまがた若者応援大使」により、県内外へ発信。（多様性・女性若者活躍課）
- ④ 男性も女性も共に働き、共に育む社会の実現を推進するため、様々な分野で活躍する女性をロールモデルとして紹介・周知し、一層の活躍を促進。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑤ 移住・定住イベント等により、多様な仕事や暮らし方、山形の魅力を発信。（移住定住・地域活力拡大課）
- ⑥ 移住交流ポータルサイト・SNS等での情報発信や首都圏での相談・移住コーディネーターによる支援活動のほか、県内中小企業への就業者や県外から移住した若者・子育て世帯等への支援金を給付。（移住定住・地域活力拡大課）
- ⑦ 奨学金の貸与を受けた大学生等が卒業後に県内定住・就業した場合、市町村・企業等との連携により奨学金返還を支援。（産業創造振興課）

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

(1)若い世代が互いを尊重し合い、主体的に生きていくための能力を身につける教育・学習の推進 重点

- 男女共同参画の視点に立って考え、行動できるよう、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を尊重する教育・学習を一層推進します。
- 社会人・職業人として男女が共に自立していくことの重要性を伝えるとともに、人生のあらゆる段階で主体的に多様な選択ができるよう、学童期からのキャリア教育・職業教育を推進します。

【主な取組み】

- ① 男女共同参画社会づくりの担い手となる次世代の人材育成のための研修等を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 県男女共同参画センター「チェリア」において、男女共同参画に関する中学生向けのリーフレットを作成・配布し、意識醸成を促進。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 結婚・妊娠・出産・子育て・仕事を含む将来のライフプランを考える機会としてのセミナーを開催。（しあわせ子育て政策課）
- ④ 子育てや家庭教育は夫婦が協力して行うことが重要であることなどを啓発するため、子育てや家庭教育に携わる関係者を対象とした研修会等を実施。（生涯教育・学習振興課）
- ⑤ 市町村が実施する家庭教育講座の支援を通して、子どもの自立心・思いやりの意識醸成、個人の尊厳と男女平等の理念の尊重を促進。（生涯教育・学習振興課）
- ⑥ 「学習指導要領」や「学校教育指導の重点」等に基づき、学校教育全体を通して、男女共同参画の理解を深め、基本的人権を尊重し、男女平等の精神を身につける教育を推進。（義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、高等教育政策・学事文書課）
- ⑦ 職場見学・体験等の実践を通して、児童・生徒・学生が進路選択を主体的に捉え、自らの将来を考えるキャリア教育を推進。（義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、高等教育政策・学事文書課）

(2) あらゆる機会を活用した男女共同参画の理解を促す研修等の充実

- 家庭・地域・職場・学校など様々な場において、幅広い世代が男女共同参画に関する認識や理解をさらに深めるため、県男女共同参画センター「チェリア」の活用等により広報・啓発活動を展開するとともに、セミナーや出前講座の開催等、学習・研修機会の充実を図ります。

【主な取組み】

- ① 「男女共同参画週間（6月23日～29日）」に、県・市町村・関係機関・ボランティア・NPO・女性団体等が連携し、各種普及啓発活動を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 地域における男女共同参画を推進するため、県男女共同参画推進員を県内各地域に配置し、学校や企業等において出前講座等の啓発活動を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ あらゆる世代が男女共同参画について学ぶ機会を提供するため、市町村等と連携し男女共同参画啓発セミナー等を各地域において実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ④ 男性の男女共同参画への理解を深めるため、男性を対象としたセミナー等を開催。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑤ 女性のエンパワーメント[※]講座や交流会等、女性の政策・方針決定過程への参画意欲を醸成する機会を拡大。（多様性・女性若者活躍課）
※ 過去における社会的・構造的な差別の中で奪われてきた、本来持っている力を取り戻すこと。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。
- ⑥ 男女共同参画に関する意識改革に向けて団体・グループ等が自ら企画・実施する各種講座・調査研究等の優れた事業に対して助成することにより、県民参加の拡大と男女共同参画に関する啓発を促進。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑦ 市町村が実施する家庭教育講座の支援を通して、子どもの自立心・思いやりの意識醸成、個人の尊厳と男女平等の理念の尊重を促進。（再掲）（生涯教育・学習振興課）

(3) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進

- 男女共同参画に関する国や他県での施策の実施状況について情報を収集するとともに、本県の男女共同参画の現状を把握し、施策に反映させるため、定期的・継続的に調査を行います。

- 地域における男女共同参画に関する取組みの推進を支援するため、男女共同参画に関するデータや事例等の情報を随時収集し、広く提供します。

【主な取組み】

- ① 男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進状況及び施策の推進に関する実施状況を公表し、県民の男女共同参画に関する理解を促進。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 男女共同参画、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスなどに関する県民の意識や考え方、企業の実態やニーズなどを幅広く把握するための調査を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 男女共同参画に関するデータ等の情報を公表するとともに、情報交換の場の提供等により、男女共同参画社会づくりを推進する団体・グループの活動を支援。（多様性・女性若者活躍課）

施策の方向3 生活の場（家庭・地域）における男女共同参画の推進

（1）「共働き・共育て」等の実現に向けた取組みの推進 重点

- 誰もがライフィベントとキャリア形成を両立できるよう、男性の家事・育児等への主体的な参画につながる取組みを含め、家庭における男女共同参画を促進します。
- 共働き・共育ての実現に向けた機運醸成のため、家庭・地域における意識改革を促す取組みを推進します。

【主な取組み】

- ① ホームページ（やまがた子育て応援サイト）等を活用し、夫婦が共に働き子育ても仕事も楽しむことができる情報等を積極的に発信。（しあわせ子育て政策課）
- ② 共家事・共育ての普及啓発により、男性の育児休業の取得及び家事・育児への参画を促進。（しあわせ子育て政策課）
- ③ 男性も女性も安心して授乳やおむつ替えができる施設「赤ちゃんほっと♥ステーション」の整備を促進するとともに、赤ちゃんほっと♥ステーション応援企業寄附制度により、社会全体で子育てを応援する環境づくりを推進。（しあわせ子育て政策課）
- ④ 男性・女性・多目的トイレへのベビーシート等の設置状況を含むおでかけスポットの紹介など、男性の家事・育児参画を促す情報を発信。（しあわせ子育て政策課）

- ⑤ シニア層対象の子育て支援講座の開催や活動事例の情報発信等により、社会全体で子育てを応援する気運を醸成。（しあわせ子育て政策課）

（2）多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の充実

- 子育ての不安感と負担感を解消するため、妊娠期から子育て期に至る切れ目ない支援を推進するとともに、子育て家庭に対する仕事と家庭の両立支援のための子育て支援や経済的支援及び相談支援の充実を図ります。
- 働きながら介護をしているワーキングケアラーが増加する中、介護を理由に離職することなく仕事と介護の両立が可能となるよう、介護が必要な人とその家族を支援する体制整備を促進し、介護を担う労働者に対する支援制度の充実と制度の周知啓発を行います。

【主な取組み】

- ① 「山形県こども・子育て基本条例」に基づく全県的な気運醸成活動の展開や、「地域みんなで子育て応援団活動」による県内4地域の情報発信・子育て応援活動など県民総ぐるみでこども・子育て支援を実施。（しあわせ子育て政策課、総合支庁）
- ② 子育て家庭が身近なところで支援を受けられるよう、企業や店舗などの協力を得ながら、社会全体で子育てを応援する子育て応援パスポート事業を実施。（しあわせ子育て政策課）
- ③ 男性も女性も安心して授乳やおむつ替えができる施設「赤ちゃんほっと♥ステーション」の整備を促進するとともに、赤ちゃんほっと♥ステーション応援企業寄附制度により、社会全体で子育てを応援する環境づくりを推進。（再掲）（しあわせ子育て政策課）
- ④ 子育ての不安感や負担感の軽減を図るため、子育てや家庭教育の悩みに寄り添う家庭教育電話相談を設置。（生涯教育・学習振興課）
- ⑤ 全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0～2歳児の保育料の段階的負担軽減を市町村と連携して実施。（こども安心保育支援課）
- ⑥ 同一世帯で複数の児童が保育所及び届出保育施設等を利用している場合に、2人目以降の利用料軽減を市町村と連携して実施。（こども安心保育支援課）
- ⑦ 子育て支援センター等における親子の交流、育児相談や指導、子育て情報の提供等により育児を支援。（こども安心保育支援課）
- ⑧ 介護が必要な方が入所できる施設の計画的な整備を進めるとともに、居宅にお

いても生活の質が維持できるよう、地域における包括的なケアの体制を整備し、介護者の負担を軽減。（高齢者支援課）

（3）暮らしやすい地域づくりに向けた多様な人材の参画促進

- 地域で男女共同参画を推進する団体や女性リーダーのネットワーク化と若者の地域活動を促進するとともに、ボランティアやNPO等多様な主体と連携し、地域活性化や地域課題を解決する活動を推進します。
- 自治会・町内会、PTA活動への女性の参画や役職就任が進むよう、各団体に働きかけ、リーダー層の意識改革を図るとともに、出前講座の実施などにより地域における男女共同参画の普及啓発を促進します。

【主な取組み】

- ① 地域における男女共同参画を推進するため、県男女共同参画推進員を県内各地域に配置し、町内会や学校等において出前講座等の啓発活動を実施。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ② 地域で多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人・団体および先駆的活動に挑戦した個人・団体を顕彰。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 広報誌等により県男女共同参画センター「チェリア」を周知し、活用を促進するとともに、県民各層のニーズに応じた事業を展開し、あらゆる世代が学び・考え・交流できる場としての機能を強化。（多様性・女性若者活躍課）
- ④ 県男女共同参画センター「チェリア」が実施する女性のエンパワーメント講座修了生の主体的な活動とネットワーク強化を支援。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑤ 男女共同参画を推進する各地域の学習会やイベントの開催、ネットワーク拡大につながる活動を支援。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑥ 県内4地域における実情や課題に対応した女性活躍推進のためのセミナー等を実施。（総合支庁）
- ⑦ 若者の地域活動の総合相談窓口として若者支援コンシェルジュを設置し、若者サポーターによる活動の伴走型支援を行うとともに、県内外へ若者の地域活動の情報を発信。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）

基本の柱II あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり

- 仕事と生活の調和が図られ、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮し、充実した職業生活・社会生活・家庭生活を送ることができる社会の実現のためには、あらゆる分野に男女共同参画や女性活躍の視点を取り入れ、男女がともに参画することが必要です。
- これまでの取組みにより、審議会委員に占める女性の割合や男性の育児休業取得率など、進展が見られる分野がある一方で、政治・経済分野における政策・方針決定過程への女性参画など、進展に遅れが見られる分野もあります。指導的地位への女性参画は、多様性が尊重される社会の実現に不可欠であることはもとより、経済社会におけるイノベーションにもつながります。女性が積極的に管理職等にチャレンジできる環境づくりや人材育成を進めるとともに、リーダー層と女性双方の意識改革が求められます。
- さらに、近年の価値観の多様化やテクノロジーの進展等を踏まえ、これまで女性の進出が少なかった農林水産業や科学技術分野等への就業促進に向けた環境整備や、女性が取り組む地域課題の解決を目指した起業への支援など、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現に向けた取組みも重要です。
- 働くことを希望する全ての人がワーク・ライフ・バランスを実現し、かつ、心身の健康を保持しながら就業継続できるよう、ライフステージに対応した多様で柔軟な働き方の実現を図り、あらゆる分野において一人一人が希望に応じた働き方で活躍できる環境づくりを促進します。

施策の方向4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

(1) 管理職・役員等への女性の登用促進 重点

- 事業者・各種団体等における、リーダー層の意識改革と女性管理職・役員等の登用に向けた環境整備を促します。
- 企業における女性職員の登用について、女性活躍推進法に基づき定める一般事業主行動計画に沿った積極的な取組みを促進するとともに、義務化されていない企業等に対しても計画策定について働きかけます。
- 県機関をはじめとした公的機関の女性職員の登用について、女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿った積極的な取組みを促進します。

【主な取組み】

- ① 「やまがた女性活躍リーディング企業認定制度」により企業における女性管理職登用を促進。（雇用・産業人材育成課）
- ② 企業における女性活躍の意識醸成や環境整備を促進するため、セミナーの開催やキャリアコンサルタントの派遣を実施。（雇用・産業人材育成課）
- ③ 「やまがた女性活躍応援連携協議会」において先駆的事例の共有を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進等により、企業等における女性活躍の取組みを促進。（多様性・女性若者活躍課）
- ④ 男性も女性も共に働き、共に育む社会の実現を推進するため、様々な分野で活躍する女性をロールモデルとして紹介・周知し、一層の活躍を促進。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ⑤ 女性のエンパワーメント講座や交流会等、女性の政策・方針決定過程への参画意欲を醸成する機会を拡大。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ⑥ 市町村における女性職員の管理職等への登用について、女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿って積極的に取り組むよう、県と市町村の情報交換の場等において啓発。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑦ 県において、女性職員の能力や適性を踏まえた管理職等への積極的な登用を推進。（人事課、企業局総務企画課、病院事業局県立病院課、教育局教育政策課、教育局教職員課、警察本部警務課）

（2）政治分野における女性の参画促進

- 地方議会の議員及び地方公共団体の長など、政治に参画しようとする女性を増やしていくため、女性リーダーの人材育成に加え、女性が参画しやすい環境整備に向けた取組事例の周知や意識醸成を図ります。

【主な取組み】

- ① 女性のエンパワーメント講座や交流会等、女性の政策・方針決定過程への参画意欲を醸成する機会を拡大。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ② 男性も女性も共に働き、共に育む社会の実現を推進するため、様々な分野で活躍する女性をロールモデルとして紹介・周知し、一層の活躍を促進。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 政治分野における女性の就任状況や取組事例等の調査・公表により参画を促進。（多様性・女性若者活躍課）

(3) 審議会等委員への女性の参画促進

- 県の各種審議会等において女性委員の積極的な登用を進めるとともに、市町村に対して、各種委員の女性の参画拡大を進めるよう働きかけます。

【主な取組み】

- ① 県内で活躍する女性に関する情報を分野ごとに集積した女性人材のデータバンク機能を拡充し、県が設置する審議会等における女性委員の登用に活用するとともに女性委員のさらなる登用について働きかけを強化。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 市町村の審議会・職員等における女性の就任状況を調査・公表するとともに、市町村行政への女性の参画促進について、県と市町村の情報交換会の場等での働きかけを強化。（多様性・女性若者活躍課）

(4) 女性の意識改革や人材の育成、キャリア形成支援、ネットワークの形成促進

- 各種講座の開催や交流の場の提供を通して、女性の意識改革を図ります。
- 女性が育児・介護等と仕事を両立しながら、キャリア形成の機会を得られるよう企業の取組みを促進します。
- 県・市町村・県男女共同参画センター等が連携し、女性リーダーの育成とネットワーク形成を推進します。

【主な取組み】

- ① 女性のエンパワーメント講座や交流会等の開催を通して、女性の政策・方針決定過程への参画意欲を醸成する機会を拡大。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 県内で働く女性の人材育成やキャリアアップを図るため、女性向けのセミナーを開催。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 女性同士の自主的なネットワーク形成に向けて、山形で暮らし働く若い女性や女子学生との交流会等を開催。（多様性・女性若者活躍課）

施策の方向5 働く場における男女共同参画の推進

(1) 女性の活躍を実現する職場風土の醸成 重点

- 柔軟な働き方の導入や長時間労働の見直し、DXによる働き方改革等を促進し、性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりを進めるため、事業主・労働者双方の意識改革を強化します。

- 企業等のあらゆる事業活動に女性が参画できるよう、企業等における女性を対象とした人材育成の取組みを促進します。

【主な取組み】

- ① 企業経営者向けのトップセミナーの開催による意識啓発や、「やまがたスマイル企業認定制度」により企業のワーク・ライフ・バランスの取組みを促進。（雇用・産業人材育成課）
- ② 「やまがた女性活躍応援連携協議会」において先駆的事例の共有を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進等により、企業等における女性活躍の取組みを促進。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 職場環境改善アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、関係法令順守の普及啓発、多様で柔軟な働き方の紹介や導入にあたっての助言を実施。（雇用・産業人材育成課）
- ④ 企業における女性活躍の意識醸成や環境整備を促進するため、セミナーの開催やキャリアコンサルタントの派遣を実施。（再掲）（雇用・産業人材育成課）
- ⑤ 女性農業者を含む多様な農業人材の活躍促進に向けた労働環境整備や研修会開催等の取組みを支援。（農業経営・所得向上推進課）
- ⑥ 建設業における女性参画の理解促進のための経営者向けセミナーを開催するとともに、女性の資格取得のための費用助成によりキャリア形成を推進。（建設企画課）

（2）待遇改善や賃金向上による男女間格差のは是正

- 雇用の場における男女の均等な機会や待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善により男女間賃金格差のは是正を図り、女性の所得向上及び経済的自立を促進します。

【主な取組み】

- ① 職場環境改善アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、関係法令順守の普及啓発、多様で柔軟な働き方の紹介や導入にあたっての助言を実施。（再掲）（雇用・産業人材育成課）
- ② 女性非正規雇用労働者の正社員転換を実施した事業者に対して支援金を支給。（雇用・産業人材育成課）

- ③ 介護職員の人材育成・確保・定着・離職防止に向け、関係機関・団体と連携し、処遇改善を含む介護職員を支援する事業を総合的かつ一体的に実施。（高齢者支援課）

（3）柔軟で多様な働き方の導入の促進

- 働くことを希望する人が、ライフステージに応じてワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、育児・介護休業や短時間勤務、短時間正社員、フレックスタイム制、テレワークなど柔軟な働き方を普及・促進します。
- 家事・育児への参画意欲が高く、共働き・共育てを望む若い世代の男性が増えていることを踏まえ、希望に応じて柔軟に働くことができる職場環境の整備が、労働者の意欲向上や人材確保に有効であることを、企業経営者等へ周知します。
- 誰もが、希望するライフスタイルや人生設計を実現できるよう、雇用によらない働き方や副業等、多様な働き方を促進します。

【主な取組み】

- ① 企業経営者向けのトップセミナーの開催による意識啓発や、「やまがたスマイル企業認定制度」により企業のワーク・ライフ・バランスの取組みを促進。（再掲）（雇用・産業人材育成課）
- ② 職場環境改善アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、関係法令順守の普及啓発、多様で柔軟な働き方の紹介や導入にあたっての助言を実施。（再掲）（雇用・産業人材育成課）
- ③ メールマガジンの配信・ホームページ「労働やまがた」等により関係機関と連携した柔軟な働き方の普及啓発を実施。（雇用・産業人材育成課）
- ④ 若者が大学等で学んだ知識・スキルを活かせる県外企業の研究開発部門や本社機能、女性・若者の志向に応じたＩＴ・デザイン等ソフト産業の誘致を推進。（産業創造振興課）
- ⑤ プロフェッショナル人材戦略拠点等を活用した首都圏人材の県内での副業・兼業を促進。（商業振興・経営支援課、移住定住・地域活力拡大課）
- ⑥ デジタル化や非対面ビジネス展開に向けた取組みを支援。（産業創造振興課）
- ⑦ 創業準備段階から経営安定までの伴走型創業支援及びセミナー等により女性の創業を促進。（産業創造振興課）

(4) 女性の就業支援やスキル・キャリアアップの支援の充実

- 出産・育児や看護・介護等により離職した女性が希望に応じて再就業できるよう、一人一人のニーズに応じた支援を強化します。
- 職業訓練等による就業に向けたスキルアップやり・スキリング等の機会の提供により就業者のキャリアアップを支援します。

【主な取組み】

- ① マザーズジョブサポートにおける相談窓口の設置や各種セミナーの開催等により、出産や子育て等の理由で離職した女性の再就業を支援。（雇用・産業人材育成課）
- ② 女性医師の就業継続と仕事と家庭生活の両立を支援するため、就業情報提供・相談・就職あっせんを実施。（医療政策課）
- ③ 看護師等免許保持者の届出制度活用による就業情報の提供・相談・就職あっせんや復職に向けた研修の充実により看護師等の復職を支援。（医療政策課）
- ④ 県立職業能力開発施設（産業技術短期大学校、職業能力開発専門校）において、離転職者等を対象に、企業ニーズや就業ニーズに応じた職業訓練を充実。（雇用・産業人材育成課）
- ⑤ 建設業における女性参画の理解促進のための経営者向けセミナーを開催するとともに、女性の資格取得のための費用助成によりキャリア形成を推進。（再掲）（建設企画課）
- ⑥ ひとり親家庭の就業促進に向けて「ひとり親家庭就業・自立支援センター」の職業訓練において託児サービスを付加し、子育て中の受講環境を整備。（こども家庭福祉課）
- ⑦ 「ひとり親家庭応援センター」を中心に関係機関が連携しながらひとり親家庭の生活・子育て支援及び技能・資格取得支援を実施し、安定した就労を促進。（こども家庭福祉課）

(5) 仕事と健康課題の両立の支援

- 健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ就業継続していくよう、柔軟な働き方の導入等職場における健康課題への取組みを促進します。
- 男女それぞれの健康課題に関する研修・啓発や相談支援等、仕事と健康の両立のための取組みを推進します。

【主な取組み】

- ① 健康経営※の推進に向けて、その必要性や取組みの好事例等について普及啓発を実施。 (がん対策・健康長寿日本一推進課)
※ 「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても、大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。 (「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標)
- ② 子宮がん検診・乳がん検診の受診率向上に向けた普及啓発及び休日がん検診を実施。 (がん対策・健康長寿日本一推進課)
- ③ 企業経営者向けのトップセミナーの開催による意識啓発や、「やまがたスマイル企業認定制度」により企業のワーク・ライフ・バランスの取組みを促進。 (再掲) (雇用・産業人材育成課)
- ④ 妊娠中及び出産後の就労に関する保護規定や柔軟な働き方について、ホームページ「労働やまがた」により普及啓発を強化。 (雇用・産業人材育成課)
- ⑤ 性差・年齢等に応じた様々な健康課題への理解を促進するためのセミナー等を開催。 (多様性・女性若者活躍課)
- ⑥ 地域の現状・課題に応じた女性活躍応援事業を実施。 (総合支庁)

(6) ハラスメント防止対策の促進

- 事業者及び労働者がハラスメント防止のための自らの責務を認識するとともに、職場や就業活動等におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等が行われない職場づくりを促進します。

【主な取組み】

- ① 職場におけるセクシュアルハラスメントやマタニティ・ハラスメント等各種ハラスメント防止対策の促進について、関係機関と連携した普及啓発や労働相談を実施。 (雇用・産業人材育成課)
- ② 県男女共同参画推進員の活動においてハラスメント防止等に関する普及啓発を実施。 (多様性・女性若者活躍課)
- ③ 職場環境改善アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、関係法令順守の普及啓発、多様で柔軟な働き方の紹介や導入にあたっての助言を実施。 (再掲) (雇用・産業人材育成課)

施策の方向6 様々な分野における男女共同参画の推進

(1) 農林水産業等における女性の参画拡大 重点

- 女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村の形成に向け、地域の農林水産業に女性の声を反映させられるよう、農業委員や農業協同組合の役員登用を促進します。
- 女性の経営参画を推進するとともに、女性の視点・発想による6次産業化等の取組みや起業を支援します。
- 農林水産分野への女性の関心や参画意欲の向上を図るとともに、女性が働きやすい労働環境の整備を支援します。

【主な取組み】

- ① 農業協同組合における女性の運営参画について、JAグループが定める目標の達成に向けて女性の役員就任等が促進されるよう推奨。（農政企画課団体検査指導室）
- ② 家族経営協定※の締結に向けた男女の意識改革や女性の能力発揮を促す環境づくりを推進。（農業技術環境課）
※ 女性の経営参画をはじめ、家族全員が意欲と生きがいを持って農業に取り組む環境づくりのため、農業経営の方針や役割分担、報酬、休日の取り方、経営移譲計画などについて家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めを行うもの。
- ③ 農林水産業を起点とする農産加工や直売活動等の女性の起業活動を支援し、女性の経営参画を推進。（農業技術環境課）
- ④ 地域農業を牽引する女性経営者を含む農産物販売額3千万円以上の経営者を育成するため、先進技術や多様な人材の活用、労働環境の改善等のスキルを学ぶ育成塾を開講。（農業経営・所得向上推進課）
- ⑤ 農村地域の活性化に向けて、女性を対象とした実践・協働につながるネットワークづくりやいきいきと暮らせる地域について考えるセミナーを開催。（農村計画課）
- ⑥ 女性農業者を含む多様な農業人材の活躍促進に向けた労働環境整備や研修会開催等の取組みを支援。（再掲）（農業経営・所得向上推進課）

(2) 科学技術・学術分野等における女性の参画拡大

- 科学技術・学術分野において、女性研究者や技術者がその能力を十分に発揮できるよう、職場環境の整備を推進するとともに、女性の理工系への進路選択やデジタル人材の育成を促進します。
- 医療分野において、女性医師をはじめとした医療従事者が働き続け、能力を発揮できる環境整備を推進します。
- 建設業や運輸業等、女性が少ない業種・職種において、多様な人材が働きやすい環境整備を進め、女性の就業及び定着を促進します。
- 気候変動等の環境分野において、環境問題が男女に与える影響やニーズの違いを考慮するなど多様な視点が確保されるよう、幅広い世代に対し環境問題への意識醸成を図ります。

【主な取組み】

- ① 高校生がA I 技術の基礎を学ぶ「やまがたA I 部」の活動への支援を通じて、デジタル人材の育成と若者の県内回帰を促進。（産業創造振興課）
- ② ものづくりヤマガタ情報サイト「Y+M」により、ものづくり企業で活躍する人材の紹介と関連情報を発信。（雇用・産業人材育成課）
- ③ 女子学生・生徒の理工系分野の選択を促進するとともに理工系人材を育成。（高校教育課、高等教育政策・学事文書課）
- ④ 医師・看護師・介護福祉士・社会福祉士・保育士等に係る修学資金の貸付及び県内で就職し一定期間従事した場合の返還を免除する制度を運用。（医療政策課、高齢者支援課、こども安心保育支援課）
- ⑤ 女性医師の就労環境の改善に取り組む県内病院の支援及び女性医師の就業継続に向けた専門相談窓口の設置、情報提供等の総合的な支援を実施。（医療政策課）
- ⑥ 山形県医療勤務環境改善支援センターによる専門家派遣など、医療機関の勤務環境改善に向けた支援を実施。（医療政策課）
- ⑦ 建設業に興味のある女子高生等が実際に女性技術者の働く建設現場を見学し意見交換を行う取組みを実施。（建設企画課）
- ⑧ 建設業における女性従事者の定着に向け、競争入札参加資格審査において女性を採用した企業へ加点するなど、女性が意欲をもって活躍できる環境の整備を促進。（建設企画課）

- ⑨ 中学生やその保護者、教員等を対象とした建設現場見学会等を開催するほか、中学校の総合学習で活用可能な出前授業コンテンツの作成による建設業の魅力を発信。（建設企画課）
- ⑩ 家庭、地域、職場、学校等様々な機会と場面を捉え、ライフステージを踏まえた環境教育・環境学習を推進。（環境企画課）

（3）女性の起業に対する支援

- 女性が取り組む地域課題の解決や地域資源の活用等につながる起業を支援し、地域経済の活性化を図ります。

【主な取組み】

- ① 創業準備段階から経営安定までの伴走型創業支援及びセミナー等により女性の創業を促進。（再掲）（産業創造振興課）
- ② 県商工業振興資金融資制度における低利融資により起業を目指す女性の創業を支援。（商業振興・経営支援課）
- ③ 農林水産業を起点とする農産加工や直売活動等の女性の起業活動を支援し、女性の経営参画を推進。（再掲）（農業技術環境課）

基本の柱Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

- 暴力は、個人の尊厳を著しく侵害し、安全で安心な暮らしを妨げる要因となっており、その根絶に向け、社会全体で男女間の格差是正や人権尊重の意識向上に取り組む必要があります。誰もが暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう、教育啓発を進めるとともに、被害者が声を上げやすくなるよう相談機関の周知を強化し、暴力の形態や被害者の属性等に応じ、一人一人に寄り添った専門的な支援を行うことも重要です。
- 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難な問題を抱える女性に対して、福祉の増進を図るため、多様な支援を包括的に提供する必要があります。
- 性の多様性に関する認知度は向上しているものの、高齢層の認知度が低い状況となっています。多様な性的指向及びジェンダー・アイデンティティへの理解促進を進めるとともに、困難を抱える性的マイノリティ当事者等へのきめ細かな支援が求められます。
- 地方防災会議における女性委員の割合は、県全体で全国平均を大きく下回っています。災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が不可欠であることから、防災分野への女性の参画拡大に向けた人材育成を強化していく必要があります。
- 誰もがその個性や能力を十分に発揮できるよう、個人の人権が尊重され、安全かつ安心に暮らせる社会づくりを促進します。

施策の方向7 あらゆる暴力の根絶

(1) DV等暴力防止の普及啓発の推進

- 様々な広報媒体を活用し、学童期から大人に至るまでのあらゆる年代での教育啓発を行い、あらゆるジェンダーに基づく暴力を容認しない社会や環境づくりを推進します。

【主な取組み】

- ① 性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性への暴力に対して、犯罪防止対策や女性の人権に関する意識啓発を推進。（消費生活・地域安全課、県警本部人身安全少年課）

- ② 行政だけでは対応できない、きめ細かな犯罪被害者支援活動を行うために、民間の被害者支援団体の周知広報及び連携を強化。（消費生活・地域安全課、県警本部広報相談課）
- ③ DV・デートDV^{*}に関する啓発用リーフレット等の配布や、高校生等の若者を対象としたデートDV防止出前講座等の学びの場の提供により、あらゆる世代に対する普及啓発を強化。（こども家庭福祉課、多様性・女性若者活躍課）
- ※ 婚姻関係にない10代～20代の交際関係にあるものまたはあったものの間で行われる身体的・精神的な苦痛を与える暴力行為のこと。
- ④ 被害者保護の観点から、民間支援団体等との連携により加害者プログラムの実施を検討。（こども家庭福祉課、多様性・女性若者活躍課）
- ⑤ 「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）」に、県や市町村、相談機関、ボランティア・NPO団体、女性団体等が連携し、パープルライトアップをはじめとした普及啓発を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑥ 児童が情報を主体的に収集・判断し、インターネットやスマートフォンを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解しながら、情報化の進展に対応できる能力を育成。（義務教育課）
- ⑦ 発達段階に応じて、児童生徒、保護者及び教員を対象とした学習や研修の機会を充実。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、学校体育保健課）

（2）DV等被害者への相談体制・保護体制・自立支援の充実 重点

- 家庭における暴力の被害者は潜在化・深刻化しやすいことから、安心して早期に相談窓口を利用し様々な支援に係る情報を得ることができるよう、相談機関の周知を強化します。
- 性別や国籍等を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じ、被害者のニーズに沿った切れ目のない支援の充実を図ります。

【主な取組み】

- ① DV被害者の相談・保護・自立支援が、県内のどの地域においても迅速かつ適切に行われるよう、女性相談支援センター及び各総合支庁に配偶者暴力相談支援センターの機能を付与し、相談支援を実施するとともに、相談機関の周知を強化。（こども家庭福祉課）
- ② 全国共通の「DV相談ナビ」短縮ダイヤル「#8008（はれれば）」及びチャットやメールで相談ができる「DV相談+（プラス）」について、リーフレットの配布等により積極的に周知。（こども家庭福祉課、多様性・女性若者活躍課）

- ③ 多機関ワンストップ体制及び機関内ワンストップ体制を構築し、犯罪被害者等に必要な支援を適時適切に途切れることなく提供。（消費生活・地域安全課）
 - ④ 暴力による被害者が、安心して早期に相談窓口を利用し様々な支援に係る情報を得ることができるよう、子育てや家庭教育の悩みに寄り添う家庭教育電話相談を設置。（生涯教育・学習振興課）
 - ⑤ DVや性的被害等女性に関する犯罪が潜在化しないよう、相談者のプライバシーに配慮しつつ、電話や電子メール、手紙による相談を受け付けるなど、犯罪被害者やその関係者が相談しやすい環境を整備。（県警本部人身安全少年課、県警本部広報相談課）
 - ⑥ 被害者の保護にあたり、県・市町村・警察が緊密な連携のもとに、被害者の安全が確保できる移送体制を充実するとともに、多様化する被害者の実情を踏まえ、医学的又は心理学的な援助を含めた一時保護機能の充実や民間シェルターの設置等民間の支援団体の育成を促進。（こども家庭福祉課）
 - ⑦ 市町村要保護児童対策地域協議会の実務者会議に女性相談支援員等が参画し、DV対応と児童虐待対応の連携を強化。（こども家庭福祉課）
 - ⑧ 一時保護終了後直ちに自立することが困難な被害者への自立支援を目的に、女性の保護自立支援施設の利用促進及びステップハウス※の設置等民間の支援団体の育成を促進。（こども家庭福祉課）
- ※ シェルター（被害者のための緊急一時避難所）での一時保護の後、地域での自立生活に移行する前に自立に向けた支援を受けながら生活する施設。
- ⑨ DV被害者の県営住宅への入居に際し、単身の入居を可とする等、入居条件等の優遇措置により支援を実施。（建築住宅課）
 - ⑩ 被害を受けた後の刑事手続や利用できる制度などを犯罪被害者等にお知らせる「被害者の手引き」の活用を図り、犯罪被害者を支援。（県警本部広報相談課）
 - ⑪ 福祉、医療、教育、警察等の関係機関を構成とする「DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」の開催により、関係機関が顔の見える関係を築くことで、共通認識の醸成や連携体制を強化。（こども家庭福祉課、総合支庁）

（3）性犯罪・性暴力等への対策の推進

- 性犯罪・性暴力の被害は、加害者との関係から被害を訴えにくい場合があることから、各関係機関が連携した相談体制の整備を進めることにより被害者支援の更なる充実を図ります。

- ストーカー事案においては、事態が急展開し重大事件に発展するおそれがあることから、被害者等の安全確保を最優先とした措置を実施します。

【主な取組み】

- ① 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」をリーフレットの配布等により周知。（消費生活・地域安全課）
- ② 性犯罪・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援（産婦人科医療、相談、カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供。「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）との連携を強化し、相談体制を整備・充実。（消費生活・地域安全課、県警本部広報相談課）
- ③ 性的被害に関する悩みや苦しみを抱える方からの相談に応じるため、全国共通の短縮ダイヤル「性犯罪被害相談電話」#8103（ハートさん）について、その周知を図るとともに、相談内容に応じた適切な対処を実施。（県警本部広報相談課）
- ④ 性犯罪被害を抑止するため、女性に対する防犯指導や各種自主防犯活動の支援を推進するとともに、性犯罪の前兆とみられる声掛け、つきまとい等が発生した場合、行為者を特定し、検挙等の措置を実施。性犯罪被害を認知した場合、被疑者を特定し、検挙等の措置を講じるとともに、被害者の精神的被害の軽減や回復を支援。（県警本部人身安全少年課、県警本部広報相談課）
- ⑤ 被害者やその親族の安全を確保するため、緊急保護の必要がある場合には、一時的にビジネスホテルなどの宿泊施設を提供するとともに、その宿泊費用を支援。（県警本部人身安全少年課、県警本部広報相談課）
- ⑥ ストーカー事案を認知した場合は、危険性・切迫性に応じて、行為者に対する警告や検挙を実施。（県警本部人身安全少年課）

施策の方向8 様々な困難を抱える人に対する支援や多様性の尊重

（1）困難な問題を抱える女性等への支援の充実

- 生活困窮、社会経済的困難、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など困難な問題を抱える女性等が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、本人の立場に寄り添って、一人一人のニーズに応じて必要な支援を受けることができるよう、関係機関が連携・協働して包括的な支援を実施します。

- 貧困、高齢、障がい、孤独・孤立等により生活上の困難に直面する人が、安心して暮らすことができるよう相談体制の充実等、自立に向けた支援を行います。
- 県内で生活する外国人が地域社会で安心して暮らすことができるよう、生活や就労等に関する相談や情報提供に多言語で対応可能な窓口の運営など、環境づくりに取り組みます。

【主な取組み】

- ① 困難な問題を抱える女性に対して、女性相談支援センター及び女性相談支援員等と民間支援団体が連携・協働し、電話、来所及びSNS等による相談支援を実施。また、関係機関と連携して積極的に相談窓口を周知。（こども家庭福祉課）
- ② 困難な問題を抱える女性を早期に把握するため、アウトリーチ等の体制づくりを推進。また、女性が気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所づくりを支援。（こども家庭福祉課）
- ③ 関係機関の緊密な連携のもと、困難な問題を抱える女性に配慮した一時保護を実施し、医学的又は心理学的な援助を含め、きめ細かに支援。また、対象者の状況に応じた柔軟な一時保護体制のあり方を検討。（こども家庭福祉課）
- ④ 困難な問題を抱える女性の相談・支援が、身近な地域において適切になされるよう、市町村における基本計画の策定と取組みについて助言や支援を実施。（こども家庭福祉課）
- ⑤ 福祉、医療、教育、警察等の関係機関を構成とする「DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」の開催により、関係機関が顔の見える関係を築くことで、共通認識の醸成や連携体制を強化。（再掲）（こども家庭福祉課、総合支庁）
- ⑥ 「男性ほっとライン」を設置し、男性の抱える様々な悩みに対して、男性相談員による寄り添った相談支援を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑦ 幅広い関係者の連携・協働のもとオール山形で社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図るため、官民連携のプラットフォームである「やまがたつながり支えあいネットワーク」を設立。（地域福祉推進課）
- ⑧ こころの悩みや依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）などの精神疾患に関する相談支援を実施。（障がい福祉課、精神保健福祉センター、総合支庁）
- ⑨ 英語、中国語、韓国語等、多言語で生活に関する情報発信を行うとともに、各種相談に対応する外国人相談窓口を運営。（多文化共生・国際交流推進課）
- ⑩ 学校生活の悩みや子育て、家庭教育の悩みに寄り添う家庭教育電話相談を設置。

(生涯教育・学習振興課)

- ⑪ 自立相談支援機関において、就労訓練や就労体験の機会の提供、家計管理の改善に向けた助言等、一人一人の相談者の状態に応じた支援を実施。（地域福祉推進課）
- ⑫ 介護や認知症等の高齢者に係る生活上様々な困難についての相談体制を充実させるため、市町村・地域包括支援センターの機能強化を支援。（高齢者支援課）
- ⑬ 低額所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者を受け入れる「セーフティネット住宅」の供給を促進。また、多子世帯・高齢者・障がい者等の県営住宅への入居に際し、入居条件等の優遇措置により支援。（建築住宅課）
- ⑭ 障がい者等が自宅で快適に生活できるよう、また住宅介護時の家族等の負担を軽減するため、住宅リフォーム支援事業を活用し、住まいのバリアフリー化を促進。（建築住宅課）

(2) ひとり親家庭への相談体制と生活・就労支援の充実

- 子育て中のひとり親家庭の方々が、安心して暮らすことができるよう相談体制等の充実を図ります。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援、子どもの学習支援など、きめ細かな支援を展開します。

【主な取組み】

- ① ひとり親家庭の自立に向けて、相談・支援の連携拠点となる「ひとり親家庭応援センター」において、就労支援や子育て支援、生活支援、学習支援、経済的支援等を総合的に実施。（こども家庭福祉課）
- ② 子育て中のひとり親家庭の方が、安心して暮らすことができるよう、子育てや家庭教育の悩みに寄り添う家庭教育電話相談を設置。（生涯教育・学習振興課）
- ③ ひとり親家庭への一時的な家事援助・保育サービス提供のため、家庭生活支援員を派遣。（こども家庭福祉課）
- ④ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、経済的基盤の弱いひとり親家庭等の医療費の自己負担分に対し助成する市町村を支援。（こども家庭福祉課）
- ⑤ 託児サービスを付加した職業訓練の実施により、子育てをしながらの再就職を支援。（雇用・産業人材育成課）

- ⑥ ひとり親家庭の県営住宅への入居に際し、入居条件等の優遇措置を実施。（建築住宅課）

（3）性の多様性に対する理解促進や困難な状況にある人への支援

- 多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティ（SOGI^{*}）への一層の理解促進を図るため、人権を尊重する意識を醸成する教育・学習を推進するとともに、県民に向けた正しい知識の普及啓発に取り組みます。

※ 性的指向（Sexual Orientation）、性自認／性同一性（Gender Identity）の頭文字をとった言葉。性的マイノリティであるか否かに関わらず、全ての人が持つ性のあり方を表現するための言葉。

- 性的マイノリティ当事者やその関係者に対する相談体制等の充実を図ります。

【主な取組み】

- ① 政府の調査研究の動向や他の都道府県、民間団体等における取組み状況等を随時情報収集するとともに、県民や企業の理解促進に向け、リーフレット等による啓発や学習の機会を提供。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 性的マイノリティ当事者やその家族などが抱える不安や悩みに寄り添う相談窓口を設置。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 子育てや家庭教育に携わる関係者を対象とした研修会等で、人権を尊重する意識を醸成する教育について学ぶ機会を提供。（生涯教育・学習振興課）
- ④ 市町村が実施する家庭教育講座の支援を通して、児童生徒の発達段階に応じ、当事者の心情や教育の中立性に配慮しながら、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティを取り上げた人権教育等を推進。（生涯教育・学習振興課）

施策の方向9 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

（1）防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大 重点

- 地域の防災力を高め、安全・安心な地域づくりを進めるため、地方防災会議の委員や自治会長等への女性参画を促進します。

【主な取組み】

- ① 山形県防災会議における女性委員の登用を推進するとともに、市町村防災会議においても女性委員の登用が図られるよう市町村への働きかけを推進。（防災危機管理課）

- ② 各消防本部における女性消防吏員数の拡大や活躍の推進を促すとともに、市町村等が行う消防団への女性の加入促進の取組みを支援。（消防救急課）

（2）男女共同参画の視点に立った防災の取組強化

- 男性と女性のニーズの違いなどに十分配慮された男女共同参画の視点による防災に向けた取組みを強化するため、女性防災人材の育成を進め、地域防災活動や災害時の避難所運営等に女性の参画を促します。

【主な取組み】

- ① 男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織の活動に女性の積極的な参加を促す取組みを推進。（防災危機管理課、多様性・女性若者活躍課）
- ② 女性の防災士等の防災人材の育成を進めるとともに、女性防災人材のネットワーク構築、避難所運営等での活躍を促進。（防災危機管理課）

施策の方向 10 生涯を通じた健康支援

（1）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った知識の普及や保健医療対策の充実 重点

- 誰もが性や生殖について、自己決定権を持ち、自らの尊厳と健康を守れるよう正しい知識の普及啓発・教育を行います。
- 妊娠・出産等を希望する人が、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や相談体制を強化します。

【主な取組み】

- ① インターネットや携帯電話での性情報の氾濫に対して、保護者や地域の専門機関との連携を強化し、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を充実。（学校体育保健課）
- ② 学校に専門医等を派遣することにより、児童生徒や保護者、教職員に対して、性に関する正しい知識を普及啓発するとともに、性に関する相談を実施。（学校体育保健課）
- ③ 男女を問わず性や妊娠、出産に関する相談支援を行う「性と健康の相談センター」を設置するとともに妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための啓発リーフレットを作成・配布。（こども安心保育支援課）

- ④ プレコンセプションケア※を含む妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識を若い世代に普及するためのセミナーを開催。（こども安心保育支援課）
- ※ 性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うこと。
- ⑤ 市町村が行う子育て支援医療給付やひとり親家庭等医療給付などの各種給付事業に対し補助を実施。（こども安心保育支援課、こども家庭福祉課）
- ⑥ 不妊治療及び卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発、不妊専門相談センターの設置及び不妊治療等に係る自己負担の一部助成を実施。（こども安心保育支援課）
- ⑦ 総合周産期母子医療センター等の運営費の助成や周産期医療従事者の技術力向上に向けた研修等を支援。（医療政策課）
- ⑧ 「健康増進法」及び「やまがた受動喫煙防止条例」に基づく受動喫煙の健康への影響や受動喫煙防止対策に関する正しい知識を普及啓発。（がん対策・健康長寿日本一推進課）
- ⑨ 市町村が実施する家庭教育講座の支援を通して、誰もが性や生殖について自己決定権を持ち、自らの尊厳と健康を守れるよう、親子が共に正しい知識を学ぶ機会を提供。（生涯教育・学習振興課）

（2）ライフステージに応じた健康の保持増進

- ライフステージごとに特有の健康課題を理解し、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育の充実や健康相談の実施等により、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

【主な取組み】

- ① 男女を問わず性や妊娠、出産に関する相談支援を行う「性と健康の相談センター」を設置するとともに妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための啓発リーフレットを作成・配布。（再掲）（こども安心保育支援課）
- ② 子宮がん検診・乳がん検診の受診率向上に向けた普及啓発及び休日がん検診を実施。（再掲）（がん対策・健康長寿日本一推進課）
- ③ 「健康増進法」及び「やまがた受動喫煙防止条例」に基づく受動喫煙の健康への影響や受動喫煙防止対策に関する正しい知識を普及啓発。（再掲）（がん対策・健康長寿日本一推進課）
- ④ 介護予防に資する住民主体の通いの場の更なる拡大を図るため、その担い手の

養成を支援するとともに、市町村、地域包括支援センターとの連携による介護予防に向けた普及啓発を強化。（高齢者支援課）

- ⑤ 「総合型地域スポーツクラブ」が身近な地域で気軽にスポーツを楽しみ、健康増進ができる環境を提供できるよう、新たなクラブの設立を支援するとともに、既存クラブの活動内容の充実を支援。（スポーツ振興課）
- ⑥ 児童生徒が健康を適切に管理できるよう、学校教育の中で、健康に関する正しい知識を普及啓発。（学校体育保健課）

第6章 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させることが重要であり、県のみならず国、市町村、企業、団体等が主体的に関わり、連携しながら重層的な取組みを推進していくことが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、全庁体制で各種施策に取り組むとともに、多様な主体と連携・協働し、効果的かつ実効性のある男女共同参画の取組みを展開します。

1 県の推進体制

(1) 山形県男女共同参画推進本部

あらゆる分野での男女共同参画を推進するため、県の関係部局で組織する「山形県男女共同参画推進本部」において、各種施策の充実に努めるとともに、事業の進捗状況を的確に把握し、部局横断で一体的に男女共同参画を推進します。

また、県が率先して男女共同参画の推進に努め、女性職員の能力が十分発揮されるよう、女性の登用・職域拡大を図るとともに、職員一人一人が仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境づくりを推進します。

(2) 山形県男女共同参画審議会

男女共同参画社会を実現するためには、県民の声を反映し、本県の現状や県民のニーズを踏まえた施策を展開することが重要です。そのため、条例第20条に基づき、学識経験者に加え公募委員で構成する「山形県男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画に関する施策への幅広い意見の反映に努めます。

(3) 山形県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議

DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行う体制を整備するため、福祉、医療、教育、警察等の関係機関による連絡会議を設置し、緊密な連携を図ります。

(4) 山形県男女共同参画センター「チェリア」

本県の総合的な男女共同参画施策の推進及び県民の活動交流拠点として、県民向けの研修や各種普及啓発をはじめ、若い世代や女性リーダー等の人材育成、各種相談対応、活動団体のネットワーク形成、各種情報の収集・提供等、幅広く事業を開発するとともに、性別や年齢を問わず多くの県民が利用しやすい施設づくりに努めます。

また、令和7年6月に独立行政法人男女共同参画機構法及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立・公布され、男女共同参画センターが関係者相

互間の連携と協働を促進するための拠点として位置づけられたことを踏まえ、各関係団体等との連携を強化し、本県の男女共同参画社会形成の促進拠点施設としての機能強化を図ります。

(5) 山形県男女共同参画推進員

地域や職場において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るため、県内各地に山形県男女共同参画推進員を配置し、出前講座の実施等により県及び市町村が行う男女共同参画施策の普及啓発を行います。

推進員研修の実施や各種情報の提供により、推進員の資質向上や活動の活性化を図るとともに、地域等における推進員の積極的な活用を促します。

2 市町村との連携

(1) 市町村との情報の共有化

男女共同参画に関するデータや事例、国や県の施策等に関する情報を市町村へ積極的に提供するほか、「市町村主管課長会議」や「担当者会議」の開催など情報共有や情報交換を行う機会の拡充に努めます。

(2) 市町村における推進体制整備等への支援

市町村の男女共同参画施策の促進に向けて、各地域の実情を踏まえた男女共同参画計画が継続的に策定・改訂できるよう、県内市町村の取組み状況や策定例等の情報提供等により、計画の策定・改訂を支援します。

また、女性活躍推進法第19条に基づく市町村の「特定事業主行動計画」に沿って、女性の活躍推進に向けた取組みが着実に実行されるよう働きかけます。

あわせて、審議会等への女性委員の就任や、女性職員の役職・管理職への登用の促進を働きかけるとともに、市町村長や幹部職員に対して、男女共同参画社会づくりの重要性について理解の共有を促します。

3 事業者・関係団体等との連携

(1) 「ワーク・ライフ・バランス推進協定」に基づく連携

平成21年12月に締結した「ワーク・ライフ・バランス推進協定」に基づき、労使・国・県・市町村の連携を強化し、それぞれの役割に沿った取組みを展開します。

(2) 女性活躍応援連携協議会の設置

女性活躍推進法第27条に基づき、国・県・市町村のほか、幅広い分野の関係機関からなる協議会を設置し、先駆的取組み等について情報を共有するとともに、

効果的な取組みなどについて協議し、あらゆる分野における女性の活躍に向け、行政も民間も一体となった取組みを推進します。

(3) 山形労働局との連携

出産・育児などで離職した女性の再就職支援や育児休業からの職場復帰支援等に迅速かつ適切に対応するため、山形県と山形労働局が一体的な運営に取り組むことで機能強化を図り、求職者の利便性向上並びにサービスの向上を推進します。

(4) 多様な主体との連携

企業等と連携・協力して、長時間労働の見直しやワーク・ライフ・バランスを推進するなど、働きやすい職場環境を整備します。

また、地域課題が多様化する中で、行政だけでは十分に対応できない課題に対応するため、様々な分野で活躍しているNPOや女性団体等と積極的に連携し、取組みを推進します。

さらに、県民の皆様との対話の機会を捉え、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解を深めるための啓発に努めるとともに、若年層との意見交換等を通して多様な課題やニーズを把握し、施策に反映します。

4 進捗管理

本計画に基づく具体的な施策の実施状況及び数値目標に対する達成状況を把握・分析を行い、条例第16条に基づき公表するとともに、山形県男女共同参画審議会及び山形県男女共同参画推進本部において進捗管理を行います。

第7章 数値目標

1 数値目標の考え方

本計画における施策の進捗状況と成果を的確に把握し、効果的に取組みを推進するため、施策の方向ごとに数値目標を設定します。

2 数値目標

基本の柱I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
			年度等	数値	年度	数値
施策の方向1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上						
「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方について、「反対」又は「どちらかと言えば反対」と答える割合	多様性・女性若者活躍課	%	R6	58.9	R12	70.0
15～24歳(日本人)の社会増減数(県外からの転入者数-県外への転出者数)	企画調整課	人	R6	△3,215	R11	△2,700
「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計)	多様性・女性若者活躍課	人	R7.12	224	R12	266
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進						
家庭教育講座の開催回数	生涯教育・学習振興課	回	R6	260	R12	270
県男女共同参画センター「チェリア」の認知度	多様性・女性若者活躍課	%	R6	25.3	R12	30.0
男女共同参画推進員による出前講座実施回数(累計)	多様性・女性若者活躍課	回	R7.12	75	R12	177
施策の方向3 生活の場(家庭・地域)における男女共同参画の推進						
企業における男性の育児休業取得率	雇用・産業人材育成課	%	R6	42.9	R11	78.0
[県における男性の育児休業取得に関する目標※]	人事課	※ 次期特定事業主行動計画の目標から設定				
赤ちゃんほっとステーション登録施設数	しあわせ子育て政策課	施設	R7.11	142	R11	192
放課後児童クラブの待機児童数	こども安心保育支援課	人	R7.5	83	R11	0
介護休業の取得実績がある事業所割合	雇用・産業人材育成課	%	R6	7.3	R12	8.0

基本の柱II あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
			年度等	数値	年度	数値
施策の方向4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大						
企業における女性管理職割合(課長相当職以上)	雇用・産業人材育成課	%	R6	16.0	R11	18.5
[県における女性登用に関する目標※]	人事課	※ 次期特定事業主行動計画の目標から設定				
県の審議会等委員に占める女性の割合	多様性・女性若者活躍課	%	R7.3	52.1	R12	50%程度を維持
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	多様性・女性若者活躍課	%	R6.3	25.6	R12	30.0
県男女共同参画センター「エンパワーメントセミナー」「チェリア塾」の修了生総数(累計)	多様性・女性若者活躍課	人	R7	532	R12	612

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
			年度等	数値	年度	数値

施策の方向5 働く場における男女共同参画の推進

やまがたスマイル企業認定数	雇用・産業人材育成課	社	R6	457	R11	620
職場環境改善アドバイザーの派遣企業数	雇用・産業人材育成課	社	R6	200	R11	200
企業における男性の育児休業取得率(再掲)	雇用・産業人材育成課	%	R6	42.9	R11	78.0
[県における男性の育児休業取得に関する目標※(再掲)]	人事課	※ 次期特定事業主行動計画の目標から設定				
マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)	雇用・産業人材育成課	件	R6	3,257	R12	5,154

施策の方向6 様々な分野における男女共同参画の推進

家族経営協定締結農家数	農業技術環境課	件	R6	1,051	R12	1,110
県の支援による創業件数	産業創造振興課	件	R6	77	R11	80

基本の柱III 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
			年度等	数値	年度	数値

施策の方向7 あらゆる暴力の根絶

DVの内容の認知度	こども家庭福祉課/ 多様性・女性若者 活躍課	%	R6	79.5	R12	100
DV被害者がどこ(だれ)にも相談しなかった割合	こども家庭福祉課	%	R6	36.4	R12	減少させる

施策の方向8 様々な困難を抱える人に対する支援や多様性の尊重

女性相談窓口の認知度	こども家庭福祉課	%	R6	33.6	R12	50.0
市町村における困難な問題を抱える女性の支援にかかる 基本計画の策定率	こども家庭福祉課	%	R6	2.8	R12	37.1
ひとり親家庭就業・自立支援センター利用者の就業件数 (累計)	こども家庭福祉課	件	R6	22	R11	170

施策の方向9 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

女性委員が登用されている市町村防災会議の組織割合	防災危機管理課	%	R7.2	88.6	R12	100
県防災会議の委員に占める女性の割合	防災危機管理課	%	R7.12	32.5	R12	50.0
防災土の養成人数(累計)	防災危機管理課	人	R6	1,209	R11	2,700

施策の方向 10 生涯を通じた健康支援

プレコンセプションケアを含めた性と妊娠に関するセミナー 実施件数	こども安心保育支 援課	件	R6	8	R12	20
女性(20 歳以上 69 歳以下)の子宮(頸)がん検診の受診 率	がん対策・健康長 寿日本一推進課	%	R4	57.5	R11	70.0
女性(40 歳以上 69 歳以下)の乳がん検診の受診率	がん対策・健康長 寿日本一推進課	%	R4	61.7	R11	70.0